

海外旅行傷害保険の約款

普通保険約款・特約

- このたびは、スター保険の海外旅行傷害保険にご加入いただき、誠にありがとうございます。
- わかりにくい点、お気づきの点などがございましたら、ご遠慮なく取扱代理店・弊社社員までお問い合わせください。

…………… 目次 ……………

1. ご契約後にご注意いただくこと……………	2
2. 保険金ご請求の手続きについて……………	2
3. 保険期間（保険のご契約期間）の延長のご案内……………	4
4. 海外旅行傷害保険普通保険約款および特約	
海外旅行傷害保険普通保険約款……………	6
傷害死亡保険金支払特約……………	16
傷害後遺障害保険金支払特約 （後遺障害保険金支払区分表型）……………	22
疾病死亡保険金支払特約……………	31
傷害治療費用補償特約……………	37
疾病治療費用補償特約……………	44
救援者費用等補償特約……………	51
治療・救援費用補償特約……………	58
個人賠償責任補償特約……………	71
携行品損害補償特約……………	77
航空機寄託手荷物遅延等費用等補償特約……………	84
航空機遅延費用等補償特約……………	87
旅行変更費用補償特約……………	92
中途帰国費用のみ補償特約……………	103
一時帰国中補償特約……………	103
数次海外旅行者に関する特約……………	104
通信販売に関する特約……………	106
クレジットカードによる保険料支払に関する特約……………	107

1. ご契約後にご注意いただくこと

(1) 通知義務について

① ご契約後に、ご契約時に告知いただいた★の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく弊社代理店または弊社にご通知ください。遅滞なくご通知いただけない場合は、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。この保険では以下の項目について通知義務があります。

・職業・職務：全てのご契約で、旅行行程中に従事する職業・職務を変更された場合や被保険者が新たに職業に就かれた場合、通知の対象となります。（普通保険約款第7条）

② ご契約締結後に被保険者が、以下のようなお引受けできない職業・職務に変更または就かれた場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。この場合、これらの職業・職務による傷害については保険金をお支払いできません。

お引受けできない職業・職務	オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含む。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含む。）、格闘家（プロボクサー、プロレスラー、力士等） ローラーゲーム選手（レフリーを含む。）、その他これらに準ずる危険な職業・職務または危険を有する者
---------------	---

(2) 解約と解約返戻金について

① ご契約を解約される場合は、ご契約の弊社代理店または弊社までご連絡ください。解約に際してはご契約内容、解約時の条件により未経過期間（保険期間のうち、まだ経過していない期間）に相当する保険料を解約返戻金としてお支払いします。（日割により計算した保険料を返戻するものではありませんのでご注意ください。）（普通保険約款第12条、第18条）

② 被保険者による保険契約の解約請求について

契約者と被保険者が異なるご契約では、被保険者が契約者を通じて保険契約の解除請求を行うことができる場合があります。詳しくは各特約をご覧ください。か、ご契約の弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

(3) 保険期間（保険のご契約期間）の延長について

後記「3. 保険期間（保険のご契約期間）の延長のご案内」をご覧ください。

その他、ご契約者の住所を変更した場合など、ご契約内容に変更が生じた場合に遅滞なくご契約の弊社代理店または弊社までご連絡ください。

2. 保険金ご請求の手続きについて

（普通保険約款第19条～第22条および各特約）

(1) 事故の発生

保険契約の対象となる事故が発生したときは、事故の発生の日からその日を含めて 30 日以内にご契約の弊社代理店または弊社までご連絡ください。正当な理由がなくご連絡のない場合は、保険金を一部お支払いできない場合がありますのでご注意ください。また、賠償事故が発生した場合で、損害賠償請求権者との間で賠償額を決定（示談）される場合には、必ず事前にご連絡ください。正当な理由がなくご通知のない場合には保険金を一部お支払いできないことがあります。

(2) 保険金の支払請求時に必要となる書類

被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金のご請求を行うときには、所定の保険金請求書に加えて、弊社の定める書類をご提出いただく必要があります。詳しくは各特約に必要な書類を定めておりますので「海外旅行傷害保険金ご請求のご案内」をご覧ください。

(3) 保険金のお支払時期

弊社は、「(2) 保険金の支払請求時に必要となる書類」に記載の書類をご提出いただいてからその日を含めて 30 日以内に、保険金をお支払いするための必要な確認を終えて保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、弊社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いしません。詳しくは普通保険約款第 20 条をご覧ください。

(4) 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3 年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳しくは普通保険約款第 22 条、および各特約をご覧ください。

(5) 代理請求について（詳しくは普通保険約款第 19 条をご覧ください。）

- ① 被保険者が、保険金のお支払対象となるケガ・病気等により、保険金をご請求される前に、意思表示ができなくなってしまった等、特別な事情がある場合は、代理人による保険金のご請求が可能です。
- ② 代理人となる方は次のいずれかに限らせていただきます。
 - ア. 被保険者と同居または生計を共にする配偶者
 - イ. ア. に規定する者がいない場合またはア. に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする 3 親等内の親族
 - ウ. ア. またはイ. に規定する者がいない場合もしくはア. またはイ. に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、ア. 以外の配偶者またはイ. 以外の 3 親等内の親族

- ③ 代理人が保険金をご請求される時は、代理人が上記②の代理人に該当すること、および被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類が必要です。
 - ④ 被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
 - ⑤ 保険契約締結後、お手元に保険契約証が届きましたら、代理人となる方にも、保険契約の内容をお知らせください。
- (6) 損害賠償保険金のお支払いにあたって（先取特権）
被保険者から損害賠償金を受け取るべき方（賠償事故の被害者等）は、他の債権者に優先して保険金の支払を受ける権利（先取特権）があります。詳しくは個人賠償責任補償特約をご覧ください。

3. 保険期間（保険のご契約期間）の延長のご案内

弊社は、保険期間の延長のお申込みについて、当社が承認する延長期間・補償内容にて保険期間の延長をお引受けすることがあります。

ご契約時と同内容での保険期間の延長ができないことや延長をお断りすることがありますのであらかじめご了承ください。

<お手続き方法>

(1) 保険期間終了前に、日本における留守宅、勤務先等お客様の代理の方に以下の事項をご連絡ください。

- ① 契約証番号
- ② 契約者名および被保険者名
- ③ 保険期間（〇〇年〇〇月〇〇日より〇〇日間または
〇〇か月間）
- ④ 延長期間（△△年△△月△△日まで）
- ⑤ 延長理由
- ⑥ ご契約の弊社代理店

(2) 日本における代理の方に、必ずご契約の弊社代理店または弊社にて延長保険料をお支払いいただく等のお手続きをしていただきます。

（注1）海外では手続きを行うことはできません。また、海外から直接ご契約の弊社代理店または弊社に延長手続きのお申込みはできませんのであらかじめご了承ください。

（注2）弊社代理店または弊社の営業時間内での手続きとなります。営業していない日時がありますので、延長の手続きはできるだけ早めにお願ひします。

保険期間自動延長のご案内

以下の事由等で旅行の最終目的地への到着が遅れた場合、保険（責任）期間は予定の時刻より遅れた時間を72時間を限度として、自動的に延長されます。その際は保険期間延長の手続きや、延長保険料のお支払は不要です。

- お客様が搭乗または搭乗予定だった、運行時刻が定められている交通機関の遅延・欠航・運休
- 交通機関の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能
- 医師の治療を受けたこと
- 旅券の盗難または紛失
- 同行家族または同行予約者が入院したこと

なお、これらの事由による延長であっても、72時間を超えてなお保険期間の延長が必要である場合は、保険期間の延長の手続きおよび延長保険料のお支払いが必要になります。

海外旅行傷害保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この約款およびこの保険契約に付帯された特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医師	日本国外においては、被保険者が診察、治療または診断を受けた地および時における医師に相当する資格を有する者をいいます。また、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
危険	損害等の発生の可能性をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。(注) (注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
疾病	傷害以外の身体の障害をいいます。ただし、妊娠、出産、早産および流産を除きます。
死亡保険金受取人	この保険契約に、傷害死亡保険金または疾病死亡保険金のいずれかを支払う特約が付帯された場合に、その特約に規定する死亡保険金受取人をいいます。
傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。 (注) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
損害等	この約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定により、当社が保険金を支払うべき損害、損失、傷害または疾病等をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
テロリスト等	当社が指定するリストに掲載されている、テロリスト、テロリスト組織に属する者、麻薬密売人または核兵器、化学兵器、生物兵器を製造もしくは拡散する者等をいいます。

渡航先	旅行行程において被保険者が渡航する日本国外の国または地域をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	この保険契約に付帯された特約のそれぞれに規定する保険金をいいます。
保険事故	この保険契約に付帯された特約のそれぞれに保険事故として規定する事由をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
旅行行程	保険証券記載の海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、この約款およびこの保険契約に付帯された特約に従い、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社が保険金を支払わない場合は、この約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定によります。
- (2) (1)の規定に関わらず、次のいずれかに該当する場合は、当社は、その保険事故に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険事故が生じた時または当社が保険金を支払うべき時に、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者がテロリスト等に該当する場合
 - ② 当社が特に定めた渡航先において生じた保険事故である場合

第4条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、傷害によって被保険者が死亡したものと推定します。

第3章 基本条項

第5条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。

(2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) (1) の規定にかかわらず、被保険者の旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後12時までに予定されているにもかかわらず次に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、保険責任の終期は、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ、72時間を限度として延長されるものとします。

- ① 被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関（注1）のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航・運休
- ② 交通機関（注1）の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能
- ③ 被保険者が治療を受けたこと。
- ④ 被保険者の旅券の盗難または紛失。ただし、被保険者が旅券の発給または渡航書の発給を受けた場合に限ります。
- ⑤ 被保険者の同行家族（注2）または同行予約者（注3）が入院したこと。

（注1）航空機、船舶、車両等の交通機関をいいます。

（注2）被保険者と旅行行程を同一にする、被保険者の配偶者、被保険者もしくは配偶者と生計を共にする同居の親族、または、被保険者もしくは配偶者と生計を共にする別居の未婚の子をいいます。

（注3）被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した者で被保険者に同行しているものをいいます。

(4) (3) の場合のほか、被保険者の旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後12時までに予定されているにもかかわらず次に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、その時から被保険者が解放され正常な旅行行程につくことができる状態に復するまでに要する時間だけ保険責任の終期は延長されるものとします。ただし、最終目的地に到着した時または当初予定していなかった目的地に向けて出発した時（注1）のいずれか早い時までとします。

- ① 被保険者が乗客として搭乗している交通機関（注2）または被保険者が入場している施設に対する第三者による不法な支配または公権力による拘束
- ② 被保険者に対する公権力による拘束
- ③ 被保険者が誘拐されたこと。
- ④ 日本国外において、空港が閉鎖された結果、被保険者がその空港所在国を容易に出

国できない状態になったこと。

(注1) 最終目的地への移動のため必要、かつ、やむを得ない場合を除きます。

(注2) 航空機、船舶、車両等の交通機関をいいます。

(5) (1)、(3) および (4) の規定にかかわらず、当社は、次のいずれかに掲げる保険事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険料領収前に生じた保険事故
- ② 被保険者の旅行行程開始前または旅行行程終了後に生じた保険事故

第6条 (告知義務)

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

- ① (2) に規定する事実がなくなった場合
- ② 当社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合 (注)
- ③ 保険契約者または被保険者が、保険事故が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- ④ 当社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(4) (2) の規定による解除が損害等の発生した後になされた場合であっても、第13条 (保険契約解除の効力) の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかずに発生した保険事故による損害等については適用しません。

第7条 (保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞

なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第8条（保険契約の無効）

（1）次に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。

- ① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
- ② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について、傷害または疾病に対して一定額の保険金を支払う特約が付帯されている場合に、その被保険者の同意を得なかったとき。

（2）（1）②の規定は、この保険契約に付帯された（1）②の特約の各々が次に該当する場合には適用しません。

- ① 被保険者が保険金の受取人である特約
- ② 被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人である特約（注）

（注）被保険者の被った傷害または疾病に対し、傷害死亡保険金または疾病死亡保険金以外の一定額の保険金を支払う特約が付帯されている場合に限ります。

第9条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第10条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第11条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第12条（重大事由による解除）

（1）当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みません）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（2）当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

① 被保険者が、（1）③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

② 被保険者に生じた損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、（1）③アからオまでのいずれかに該当すること。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（3）（1）または（2）の規定による解除が保険事故（注1）の生じた後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、（1）①から⑤までの事由または（2）①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故（注1）による損害等に対しては、当会社は、保険金（注2）を支払いません。この場合において、既に保険金（注2）を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（注1）（2）の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた保険事故をいいます。

（注2）（2）②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、（1）③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第13条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第14条（保険料の返還または請求—告知義務等の場合）

（1）第6条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

（2）当会社は、保険契約者が（1）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

- (3) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) (1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた保険事故による損害等に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第15条（保険料の返還—無効または失効の場合）

- (1) 保険契約が無効の場合には、当社は、保険料の全額を返還します。ただし、第8条（保険契約の無効）(1)①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第16条（保険料の返還—取消しの場合）

第10条（保険契約の取消し）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第17条（保険料の返還—解除の場合）

- (1) 第6条（告知義務）(2)、第12条（重大事由による解除）(1)または第14条（保険料の返還または請求—告知義務等の場合）(2)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第11条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (3) 第12条（重大事由による解除）(2)の規定により、当社がこの保険契約（注）を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第18条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、この保険契約に付帯された特約に定める時から、それぞれ発生し、これを行することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、この保険契約に付帯された特約に規定する保険金の請求書類のうち当社が求めるものを提出し

なければなりません。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(5) 当社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第19条（保険金の支払時期）

(1) 当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、

当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 保険価額を含みます。

(2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日

② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第20条(支払通貨および為替交換比率)

(1) 当社が保険金を支払うべき場合には、支払通貨(注)をもって行うものとします。

(注) 保険金支払地の属する国の通貨をいいます。

(2)(1)の場合において、次のいずれかに該当するときは、保険金の支払額が確定した日の前日における保険金支払地の属する国の最有力為替銀行の交換比率により支払通貨(注)に換算します。ただし、保険金の支払額が確定した日の前日の交換比率と異なる交換比率により換算した通貨によって保険金の支払の対象となる費用を支出していた旨の

被保険者または保険金を受け取るべき者からの申出があり、かつ、その証明がなされた場合には、その交換比率により支払通貨（注）に換算することができます。

① 保険証券において、この保険契約に付帯された特約に規定する保険金額を表示している通貨と支払通貨（注）が異なる場合

② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金の支払の対象となる費用について現実に支出した通貨と支払通貨（注）が異なる場合

（注）保険金支払地の属する国の通貨をいいます。

（3）被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社と提携する機関から保険金の支払の対象となる費用の請求を受け、その機関への支払を当会社に求めた場合には、当会社が、当会社と提携する機関に保険金を支払う日の交換比率により支払通貨（注）に換算することができます。

（注）保険金支払地の属する国の通貨をいいます。

（4）（2）および（3）の規定にかかわらず、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社との間であらかじめ交換比率に関する別段の合意がある場合には、その交換比率により支払通貨（注）に換算することができます。

（注）保険金支払地の属する国の通貨をいいます。

第21条（時効）

保険金請求権は、第18条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第22条（保険契約者の変更）

（1）保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。

（2）（1）の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

（3）保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第23条（保険契約者が複数の場合の取扱い）

（1）この保険契約について、保険契約者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。

（2）（1）の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。

（3）保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第24条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第25条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第26条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

傷害死亡保険金支払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 （注1）いずれもそのための練習を含みます。 （注2）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
傷害死亡保険金額	保険証券記載の傷害死亡保険金額をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 （注）水上オートバイを含みます。
保険事故	傷害の原因となった事故をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、被保険者が旅行行程中に傷害を被り、その直接の結果として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、傷害死亡保険金額の全額（注）を傷害死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

（注）この保険契約に傷害後遺障害保険金支払特約（後遺障害等級表型）または傷害後遺障害保険金支払特約（後遺障害保険金支払区分表型）が付帯されている場合において、傷害後遺障害保険金の支払の原因となった傷害の直接の結果として、その傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したときは、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金を控除した残額とします。

(2) 第12条（死亡保険金受取人の変更）（1）または（2）の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により傷害死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(3) 第12条（死亡保険金受取人の変更）（9）の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により傷害死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、傷害死亡保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の傷害死亡保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が傷害死亡保険金の一部の受取人である場合には、傷害死亡保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が傷害死亡保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、傷害死亡保険金を支払います。
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ⑩ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑪ ⑨もしくは⑩の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑫ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）傷害死亡保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた保険事故に対しては、傷害死亡保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、傷害死亡保険金を支払います。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、傷害死亡保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第5条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または傷害を被った後に保険事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは傷害死亡保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第6条（被保険者による保険契約の解除請求）

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約（注）を解除することを求めることができます。
 - ① この保険契約（注）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
 - ② 保険契約者または傷害死亡保険金を受け取るべき者に、普通保険約款第12条（重大事由による解除）(1) ①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ③ 保険契約者または傷害死亡保険金を受け取るべき者が、普通保険約款第12条(1) ③アからオまでのいずれかに該当する場合

- ④ 普通保険約款第12条（1）④に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または傷害死亡保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（2）保険契約者は、（1）①から⑥までの事由がある場合において被保険者から（1）に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除しなければなりません。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（3）（1）①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（4）（3）の規定によりこの保険契約（注）が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第7条（保険料の返還—解除の場合）

（1）前条（2）の規定により、保険契約者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（2）前条（3）の規定により、被保険者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第8条（事故の通知）

（1）被保険者が傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または傷害死亡保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

（2）被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または傷害死亡保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

- (3) 保険契約者、被保険者または傷害死亡保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて傷害死亡保険金を支払います。

第9条（保険金の請求）

- (1) 傷害死亡保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が死亡した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 傷害死亡保険金を受け取るべき者が傷害死亡保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 死亡保険金受取人（注1）の印鑑証明書
- ② 死亡診断書または死体検案書
- ③ 被保険者の戸籍謄本
- ④ 法定相続人の戸籍謄本（注2）
- ⑤ 当会社の定める傷害状況報告書
- ⑥ 公の機関（注3）の事故証明書
- ⑦ 傷害死亡保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注4）
- ⑧ その他当会社が普通保険約款第19条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（注1）死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人とします。

（注2）死亡保険金受取人を定めなかった場合とします。

（注3）やむを得ない場合には、第三者とします。

（注4）傷害死亡保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第10条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当会社は、第8条（事故の通知）の規定による通知または前条および普通保険約款第18条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他傷害死亡保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または傷害死亡保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

- (2) (1)の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。

（注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注2）収入の喪失を含みません。

第11条（代位）

当会社が傷害死亡保険金を支払った場合であっても、被保険者の法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第12条（死亡保険金受取人の変更）

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) (2) の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (4) (3) の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に傷害死亡保険金を支払った場合は、その後に傷害死亡保険金の請求を受けても、当会社は、傷害死亡保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2) の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5) の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に傷害死亡保険金を支払った場合は、その後に傷害死亡保険金の請求を受けても、当会社は、傷害死亡保険金を支払いません。
- (7) (2) および (5) の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8) (2) および (5) の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人に変更する場合であっても、この保険契約に、被保険者の被った傷害または疾病に対し、疾病死亡保険金以外の一定額の保険金を支払う特約が付帯されていないときは、その変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。
- (9) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（注）を死亡保険金受取人とします。

（注）法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第13条（死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、死亡保険

金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 第4条（保険金を支払わない場合—その2）①の運動等

山岳登山（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（注1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

（注2）グライダーおよび飛行船を除きます。

（注3）職務として操縦する場合を除きます。

（注4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

傷害後遺障害保険金支払特約（後遺障害保険金支払区分表型）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 （注1）いずれもそのための練習を含みます。 （注2）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。

傷害後遺障害 保険金額	保険証券記載の傷害後遺障害保険金額をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 （注）水上オートバイを含みます。
保険事故	傷害の原因となった事故をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、被保険者が旅行行程中に傷害を被り、その直接の結果として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、次の算式によって算出した額を傷害後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{傷害後遺障害保険金額} \times \text{別表1に掲げる割合} = \text{傷害後遺障害保険金の額}$$

（2）（1）の規定にかかわらず、被保険者が傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、（1）のとおり算出した額を傷害後遺障害保険金として支払います。

（3）別表1に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害に対しては、当社は、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表1に掲げる区分に準じ、傷害後遺障害保険金の支払額を決定します。ただし、別表1の1.（3）、（4）、2.（3）、4.（4）および5.（2）に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、傷害後遺障害保険金を支払いません。

（4）傷害の原因となった同一の事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し（1）から（3）までの規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表1の7. から9. までの掲げる上肢（注1）または下肢（注2）の後遺障害に対しては、1肢ごとの傷害後遺障害保険金は傷害後遺障害保険金額の60%をもって限度とします。

（注1）腕および手をいいます。

（注2）脚および足をいいます。

（5）既に身体に障害の存在していた被保険者が傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより別表2のいずれかに該当した場合は、加重された後の後遺障害の状態に対応する別表1に掲げる割合を適用して、傷害後遺障害保険金を支払います。ただし、既に存在していた身体の障害がこの保険契約に基づく傷害後遺障害保険金の支払を受けたものである場合は、次の割合により傷害後遺障害保険金を支払います。

加重された後の後遺障害の状態 $\frac{\text{既に存在していた身体}}{\text{の障害に対応する割合}}$ = $\frac{\text{適用する}}{\text{割合}}$
に対応する割合

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

（1）当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、傷害後遺障害保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 傷害後遺障害保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア．法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ．道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が傷害後遺障害保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、傷害後遺障害保険金を支払います。
 - ⑧ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
 - ⑩ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑪ ⑨もしくは⑩の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑫ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染
- （注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）運転する地における法令によるものをいいます。
- （注3）使用済燃料を含みます。
- （注4）原子核分裂生成物を含みます。

（2）当社は、被保険者が^{けい}頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、傷害後遺障害保険金を支払いません。

(注) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた保険事故に対しては、傷害後遺障害保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表3に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、傷害後遺障害保険金を支払います。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、傷害後遺障害保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第5条（当社の責任限度額）

当社がこの保険契約に基づき支払うべき傷害後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、傷害後遺障害保険金額をもって限度とします。

第6条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または傷害を被った後に保険事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは傷害後遺障害保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第7条（被保険者による保険契約の解除請求）

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約（注）を解除することを求めることができます。
 - ① この保険契約（注）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
 - ② 保険契約者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者に、普通保険約款第12条（重大事由による解除）(1) ①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ③ 保険契約者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者が、普通保険約款第12条(1) ③アからオまでのいずれかに該当する場合

- ④ 普通保険約款第12条（1）④に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（2）保険契約者は、（1）①から⑥までの事由がある場合において被保険者から（1）に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除しなければなりません。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（3）（1）①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（4）（3）の規定によりこの保険契約（注）が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第8条（保険料の返還—解除の場合）

（1）前条（2）の規定により、保険契約者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（2）前条（3）の規定により、被保険者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第9条（事故の通知）

（1）被保険者が傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

（2）被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

(3) 保険契約者、被保険者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて傷害後遺障害保険金を支払います。

第10条（保険金の請求）

(1) 傷害後遺障害保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者に後遺障害が生じた時または保険事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者が傷害後遺障害保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 被保険者の印鑑証明書
 - ② 後遺障害の程度を証明する医師の診断書
 - ③ 当会社の定める傷害状況報告書
 - ④ 公の機関（注1）の事故証明書
 - ⑤ 傷害後遺障害保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注2）
 - ⑥ その他当会社が普通保険約款第19条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- （注1）やむを得ない場合には、第三者とします。

（注2）傷害後遺障害保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第11条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1) 当会社は、第9条（事故の通知）の規定による通知または前条および普通保険約款第18条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他傷害後遺障害保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1)の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。

（注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注2）収入の喪失を含みません。

第12条（代位）

当会社が傷害後遺障害保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しませ

ん。

第13条（傷害後遺障害保険金の受取人の変更）

保険契約者は、傷害後遺障害保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 1 後遺障害保険金支払区分表

1. 眼の障害	
(1) 両眼が失明した場合	100%
(2) 1眼が失明した場合	60%
(3) 1眼の矯正視力が0.6以下となった場合	5%
(4) 1眼が視野狭窄（正常視野の角度の合計の60%以下となった場合 をいう。）となった場合	5%
2. 耳の障害	
(1) 両耳の聴力を全く失った場合	80%
(2) 1耳の聴力を全く失った場合	30%
(3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せない場合	5%
3. 鼻の障害	
(1) 鼻の機能に著しい障害を残す場合	20%
4. 咀嚼、言語の障害	
(1) 咀嚼または言語の機能を全く廃した場合	100%
(2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残す場合	35%
(3) 咀嚼または言語の機能に障害を残す場合	15%
(4) 歯に5本以上の欠損を生じた場合	5%
5. 外貌（顔面・頭部・頸部をいう。）の醜状	
(1) 外貌に著しい醜状を残す場合	15%
(2) 外貌に醜状（顔面においては直径2cmの癍痕、長さ3cmの線状痕 程度をいう。）を残す場合	3%
6. 脊柱の障害	
(1) 脊柱に著しい変形または著しい運動障害を残す場合	40%
(2) 脊柱に運動障害を残す場合	30%
(3) 脊柱に変形を残す場合	15%
7. 腕（手関節以上をいう。）、脚（足関節以上をいう。）の障害	
(1) 1腕または1脚を失った場合	60%

- (2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く
 廃した場合 50%
- (3) 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃した場合 35%
- (4) 1腕または1脚の機能に障害を残す場合 5%

8. 手指の障害

- (1) 1手の母指を指節間関節以上で失った場合 20%
- (2) 1手の母指の機能に著しい障害を残す場合 15%
- (3) 母指以外の1指を遠位指節間関節以上で失った場合 8%
- (4) 母指以外の1指の機能に著しい障害を残す場合 5%

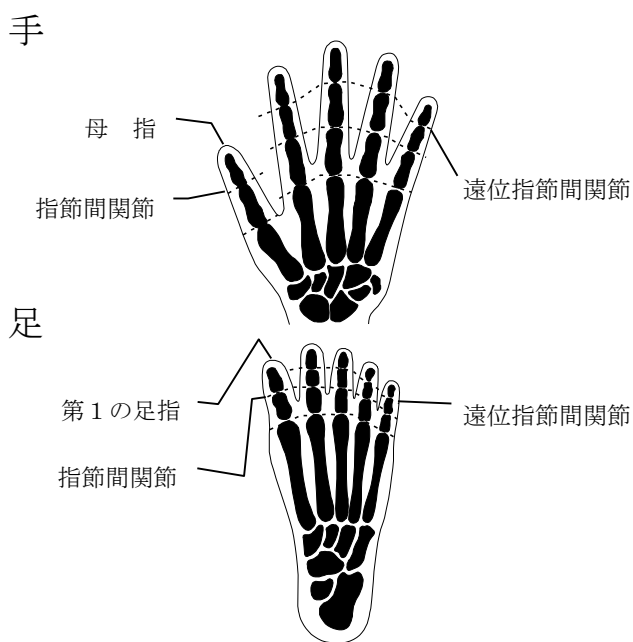
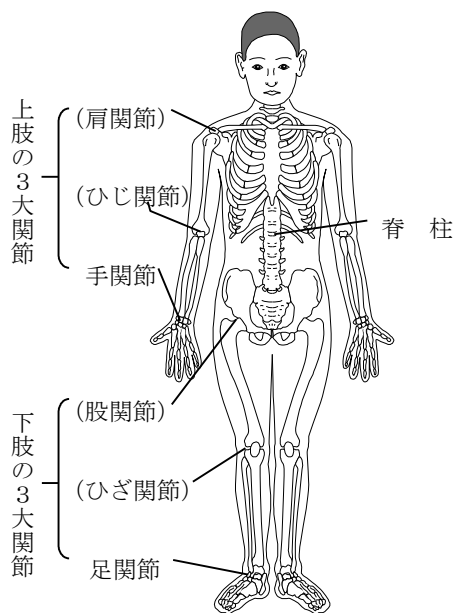
9. 足指の障害

- (1) 1足の第1の足指を指節間関節以上で失った場合 10%
- (2) 1足の第1の足指の機能に著しい障害を残す場合 8%
- (3) 第1の足指以外の1足指を遠位指節間関節以上で失った場合 5%
- (4) 第1の足指以外の1足指の機能に著しい障害を残す場合 3%

10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要する場合 100%

注1 7. から9. までの規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表2 加重された後の後遺障害

1. 両眼が失明した場合
2. 両耳の聴力を全く失った場合
3. 両腕（手関節以上をいう。）を失った場合または両腕の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
4. 両脚（足関節以上をいう。）を失った場合または両脚の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
5. 1腕を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃し、かつ、1脚を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合

注1 3. および4. の規定中「手関節」および「足関節」については別表1・注2の図に示すところによります。

注2 3. および4. の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

別表3 第4条（保険金を支払わない場合—その2）①の運動等

山岳登山（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（注1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

（注2）グライダーおよび飛行船を除きます。

（注3）職務として操縦する場合を除きます。

（注4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

疾病死亡保険金支払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
保険事故	被保険者の疾病死亡をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、被保険者が疾病によって死亡し、その死亡が次のいずれかに該当した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険証券記載の疾病死亡保険金額の全額を疾病死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

- ① 責任期間中に死亡した場合
- ② 次に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限り、ア、責任期間中に発病した疾病
イ、責任期間終了後72時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限り、ア、一類感染症
イ、二類感染症
ウ、三類感染症
エ、四類感染症
- ③ 責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）に規定する次のいずれかの感染症（注）を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合
ア、一類感染症
イ、二類感染症
ウ、三類感染症
エ、四類感染症

（注）被保険者が死亡した時点において規定する感染症をいいます。

（2）第12条（死亡保険金受取人の変更）（1）または（2）の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により疾病死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

（3）第12条（死亡保険金受取人の変更）（9）の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により疾病死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

（4）（1）の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、医師の診断によります。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

（1）当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた疾病死亡に対しては、疾病死亡保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の疾病死亡保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が疾病死亡保険金の一部の受取人である場合には、疾病死亡保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限り、ア、一類感染症
イ、二類感染症
ウ、三類感染症
エ、四類感染症
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

- ④ 被保険者に対する刑の執行
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ⑥ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑦ ⑤もしくは⑥の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑧ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）疾病死亡保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）使用済燃料を含みます。

（注4）原子核分裂生成物を含みます。

（2）当社は、次のいずれかに掲げる疾病による死亡に対しては、疾病死亡保険金を支払いません。

- ① 被保険者が被った傷害に起因する疾病
- ② 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病
- ③ 歯科疾病

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が山岳登山（注）を行っている間に発病した高山病による死亡に対しては、疾病死亡保険金を支払いません。

（注）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

第5条（他の身体の障害または疾病の影響）

（1）疾病死亡保険金の支払の対象となっていない身体の障害の影響によって、疾病の程度が加重され、第2条（保険金を支払う場合）（1）のいずれかに該当した場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

（2）正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは疾病死亡保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、疾病の程度が加重され、第2条（保険金を支払う場合）（1）のいずれかに該当した場合も、（1）と同様の方法で支払います。

第6条（被保険者による保険契約の解除請求）

（1）被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約（注）を解除することを求めることができます。

- ① この保険契約（注）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合

- ② 保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者に、普通保険約款第12条（重大事由による解除）（1）①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ③ 保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者が、普通保険約款第12条（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合
 - ④ 普通保険約款第12条（1）④に規定する事由が生じた場合
 - ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
（注）その被保険者に係る部分に限ります。
- （2）保険契約者は、（1）①から⑥までの事由がある場合において被保険者から（1）に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除しなければなりません。
（注）その被保険者に係る部分に限ります。
- （3）（1）①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。
（注）その被保険者に係る部分に限ります。
- （4）（3）の規定によりこの保険契約（注）が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。
（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第7条（保険料の返還—解除の場合）

- （1）前条（2）の規定により、保険契約者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。
（注）その被保険者に係る部分に限ります。
- （2）前条（3）の規定により、被保険者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。
（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第8条（事故の通知）

- （1）被保険者が疾病によって死亡した場合は、保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者は、疾病によって死亡した日からその日を含めて30日以内に発病の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて疾病死亡保険金を支払います。

第9条（保険金の請求）

(1) 疾病死亡保険金の当社に対する保険金請求権は、被保険者が死亡した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

(2) 疾病死亡保険金を受け取るべき者が疾病死亡保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 死亡保険金受取人（注1）の印鑑証明書
- ② 死亡診断書または死体検案書
- ③ 被保険者の戸籍謄本
- ④ 法定相続人の戸籍謄本（注2）
- ⑤ 死亡の原因となった疾病が責任期間中または責任期間終了後72時間以内に発病したことおよびその疾病について、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていたことおよび疾病の原因の発生時期を証明する医師の診断書（注3）
- ⑥ 死亡の原因となった感染症に責任期間中に感染したことを証明する医師の診断書
- ⑦ 疾病死亡保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注4）
- ⑧ その他当社が普通保険約款第19条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（注1）死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人とします。

（注2）死亡保険金受取人を定めなかった場合とします。

（注3）第2条（保険金を支払う場合）（1）②に該当した場合とします。

（注4）疾病死亡保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第10条（当社の指定する医師が作成した死体検案書の要求）

(1) 当社は、第8条（事故の通知）の規定による通知または前条および普通保険約款第18条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、疾病死亡保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1)の規定による死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当社が負担します。

（注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第11条 (代位)

当会社が疾病死亡保険金を支払った場合であっても、被保険者の法定相続人がその疾病死亡について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第12条 (死亡保険金受取人の変更)

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) (2) の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (4) (3) の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に疾病死亡保険金を支払った場合は、その後に疾病死亡保険金の請求を受けても、当会社は、疾病死亡保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2) の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5) の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に疾病死亡保険金を支払った場合は、その後に疾病死亡保険金の請求を受けても、当会社は、疾病死亡保険金を支払いません。
- (7) (2) および (5) の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8) (2) および (5) の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人に変更する場合であっても、この保険契約に、被保険者の被った傷害または疾病に対し、傷害死亡保険金以外の一定額の保険金を支払う特約が付帯されていないときは、その変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。
- (9) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を死亡保険金受取人とします。

(注) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第13条 (死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の死亡保険

金受取人を代理するものとします。

(2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

傷害治療費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 （注1）いずれもそのための練習を含みます。 （注2）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
傷害治療費用保険金額	保険証券記載の傷害治療費用保険金額をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 （注）水上オートバイを含みます。
保険事故	傷害の原因となった事故をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者が旅行行程中に傷害を被り、その直接の結果として、治療（注1）を要した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、次のいずれかに掲げる金額を傷害治療費用保険金として被保険者に支払います。ただし、社会通念上妥当な金額であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当額とし、この保険契約を締結していなければ生じなかった金額を除きます。また、傷害の原因となった事

故の発生の日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。

- ① 次に掲げる費用のうち被保険者が治療のため現実に支出した金額
 - ア. 医師の診察費、処置費および手術費
 - イ. 医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料
 - ウ. 義手および義足の修理費
 - エ. X線検査費、諸検査費および手術室費
 - オ. 職業看護師（注2）費。ただし、謝金および礼金は含みません。
 - カ. 病院または診療所へ入院した場合の入院費
 - キ. 入院による治療を要する場合において、病院もしくは診療所が遠隔地にあることまたは病院もしくは診療所のベッドが空いていないこと等やむを得ない事情により、宿泊施設（注3）の室内で治療を受けたときおよび医師の指示により宿泊施設（注3）で静養するときの宿泊施設（注3）の客室料
 - ク. 入院による治療は要しない場合において、治療を受け、医師の指示により宿泊施設（注3）で静養するときの宿泊施設（注3）の客室料。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額はこの費用の額から控除します。
 - ケ. 救急措置として被保険者を病院または診療所に移送するための緊急移送費。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。
 - コ. 入院または通院のための交通費
 - サ. 病院もしくは診療所に専門の医師がいないことまたはその病院もしくは診療所での治療が困難なことにより、他の病院または診療所へ移転するための移転費（注4）。ただし、日本国内（注5）の病院または診療所へ移転した場合には、被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。
 - シ. 治療のために必要な通訳雇入費
 - ス. 傷害治療費用保険金の請求のために必要な医師の診断書の費用
- ② 被保険者の入院により必要となった次に掲げる費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、1保険事故に基づく傷害について20万円を限度とします。
 - ア. 国際電話料等通信費
 - イ. 入院に必要な身の回り品購入費（注6）
- ③ 被保険者が治療を受け、その結果、当初の旅行行程を離脱した場合において、次に掲げるいずれかの費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。

ア. 被保険者が当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊費

イ. 被保険者が直接帰国するための交通費および宿泊費（注7）

（注1）義手および義足の修理を含みます。

（注2）日本国外において被保険者の治療に際し、医師が付添を必要と認めた場合の職務として付添を行う者を含みます。

（注3）ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。

（注4）治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。

（注5）被保険者が日本国外に居住している場合には、その居住地とします。

（注6）5万円を限度とします。

（注7）日本国外に居住している被保険者が、その居住地の属する国へ直接帰国するための交通費および宿泊費を含みます。

（2）（1）の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が（1）の費用の額を超えるときは、当社は、次に定める額を傷害治療費用保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

（1）の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（3）（1）の規定にかかわらず、被保険者が当会社と提携する機関から（1）①または③に掲げる費用の請求を受けた場合において、被保険者がその機関への傷害治療費用保険金の支払を当会社に求めたときは、当社は、被保険者がその費用を支出したものとみなして（1）および（2）の規定により算出した傷害治療費用保険金をその機関に支払います。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

（1）当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、傷害治療費用保険金を支払いません。

① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失

② 傷害治療費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア. 法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車等を運転している間

イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に

定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が傷害治療費用保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、傷害治療費用保険金を支払います。
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ⑩ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑪ ⑨もしくは⑩の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑫ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）運転する地における法令によるものをいいます。

（注3）使用済燃料を含みます。

（注4）原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、傷害治療費用保険金を支払いません。

（注）いわゆる「むちうち症」をいいます。

(3) 当社は、被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、日本国外においてカイロプラクティック（Chiropractic）、鍼（Acupuncture）または灸（Moxa cautery）の施術者による施術を要したことにより、被保険者がその施術のため現実に支出した前条(1)の金額については、傷害治療費用保険金を支払いません。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた保険事故に対しては、傷害治療費用保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間

ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、傷害治療費用保険金を支払います。

イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、傷害治療費用保険金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第5条（当会社の責任限度額）

当社がこの保険契約に基づき支払うべき傷害治療費用保険金の額は、1保険事故に基づく傷害につき、傷害治療費用保険金額をもって限度とします。

第6条（他の身体の障害または疾病の影響）

(1) 被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または傷害を被った後に保険事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは傷害治療費用保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第7条（被保険者による特約の解除請求）

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合には、保険契約者との別段の合意があるときを除き、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約（注）を解除することを求めることができます。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

(2) 保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当社に対する通知をもって、この特約（注）を解除しなければなりません。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第8条（保険料の返還—解除の場合）

前条(2)の規定により、保険契約者がこの特約（注）を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第9条（事故の通知）

(1) 被保険者が傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または傷害治療費用保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故発生の

状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または傷害治療費用保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当社に書面により通知しなければなりません。

(3) (1) および (2) の場合において、保険契約者、被保険者または傷害治療費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容(注)について、遅滞なく当社に通知しなければなりません。

(注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(4) 保険契約者、被保険者または傷害治療費用保険金を受け取るべき者は、(1) から (3) までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

(5) 保険契約者、被保険者または傷害治療費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)、(2)、(3) もしくは(4)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて傷害治療費用保険金を支払います。

第10条 (保険金の請求)

(1) 傷害治療費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が治療を要しなくなった時または保険事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを行行使することができるものとします。

(2) 被保険者または傷害治療費用保険金を受け取るべき者が傷害治療費用保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類(注1)のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 当社の定める傷害状況報告書
- ② 公の機関(注2)の事故証明書
- ③ 傷害の程度を証明する医師の診断書
- ④ 第2条(保険金を支払う場合)(1)①から③までの費用の支払を証明する領収書または当社と提携する機関からのその費用の請求書
- ⑤ 被保険者の印鑑証明書
- ⑥ 傷害治療費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注3)
- ⑦ 当社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることに

についての同意書

- ⑧ その他当社が普通保険約款第19条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（注1）第2条（3）の規定により被保険者が当社と提携する機関への傷害治療費用保険金の支払を当社に求める場合の書類を含みます。

（注2）やむを得ない場合には、第三者とします。

（注3）傷害治療費用保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第11条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

（1）当社は、第9条（事故の通知）の規定による通知または前条および普通保険約款第18条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他傷害治療費用保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または傷害治療費用保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

（2）（1）の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当社が負担します。

（注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注2）収入の喪失を含みません。

第12条（代位）

（1）第2条（保険金を支払う場合）（1）①から③までの費用が生じたことにより被保険者またはその法定相続人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して傷害治療費用保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が費用の全額を傷害治療費用保険金として支払った場合

被保険者またはその法定相続人が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者またはその法定相続人が取得した債権の額から、傷害治療費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

（2）（1）②の場合において、当社に移転せずに被保険者またはその法定相続人が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（3）保険契約者、被保険者および傷害治療費用保険金を受け取るべき者は、当社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

第13条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約

款の規定を準用します。

別表 第4条（保険金を支払わない場合—その2）①の運動等

山岳登山（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（注1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

（注2）グライダーおよび飛行船を除きます。

（注3）職務として操縦する場合を除きます。

（注4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

疾病治療費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
疾病治療費用 保険金額	保険証券記載の疾病治療費用保険金額をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
保険事故	疾病の発病をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、被保険者が次のいずれかに該当した場合は、（2）に掲げる金額を、この特約および普通保険約款の規定に従い、疾病治療費用保険金として被保険者に支払います。ただし、治療を開始した日（注1）からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。

- ① 次に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始した場合
- ア. 責任期間中に発病した疾病
 - イ. 責任期間終了後72時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限ります。

- ② 責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）に規定する次のいずれかの感染症（注2）を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに治療を開始した場合

- ア. 一類感染症
- イ. 二類感染症
- ウ. 三類感染症
- エ. 四類感染症

（注1）合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日をいいます。

（注2）被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。

（2）（1）にいう「（2）に掲げる金額」とは、次に掲げる金額をいいます。ただし、社会通念上妥当な金額であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当額とします。また、この保険契約を締結していなければ生じなかった金額を除きます。

- ① 次に掲げる費用のうち被保険者が治療のため現実に支出した金額
- ア. 医師の診察費、処置費および手術費
 - イ. 医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料
 - ウ. X線検査費、諸検査費および手術室費
 - エ. 職業看護師（注1）費。ただし、謝金および礼金は含みません。
 - オ. 病院または診療所へ入院した場合の入院費
 - カ. 入院による治療を要する場合において、病院もしくは診療所が遠隔地にあることまたは病院もしくは診療所のベッドが空いていないこと等やむを得ない事情により、宿泊施設（注2）の室内で治療を受けたときおよび医師の指示により宿泊施設（注2）で静養するときの宿泊施設（注2）の客室料
 - キ. 入院による治療は要しない場合において、治療を受け、医師の指示により宿泊施設（注2）で静養するときの宿泊施設（注2）の客室料。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額はこの費用の額から控除します。
 - ク. 救急措置として被保険者を病院または診療所に移送するための緊急移送費。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必

要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。

ケ．入院または通院のための交通費

コ．病院もしくは診療所に専門の医師がいないことまたはその病院もしくは診療所での治療が困難なことにより、他の病院または診療所へ移転するための移転費（注3）。ただし、日本国内（注4）の病院または診療所へ移転した場合には、被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。

サ．治療のために必要な通訳雇入費

シ．疾病治療費用保険金の請求のために必要な医師の診断書の費用

ス．法令に基づき公的機関より、病原体に汚染された場所または汚染された疑いがある場所の消毒を命じられた場合の消毒のために要した費用

② 被保険者の入院により必要となった次に掲げる費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、1疾病（注5）について20万円を限度とします。

ア．国際電話料等通信費

イ．入院に必要な身の回り品購入費（注6）

③ 被保険者が治療を受け、その結果、当初の旅行行程を離脱した場合において、次に掲げるいずれかの費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。

ア．被保険者が当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊費

イ．被保険者が直接帰国するための交通費および宿泊費（注7）

（注1）日本国外において被保険者の治療に際し、医師が付添を必要と認めた場合の職務として付添を行う者を含みます。

（注2）ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。

（注3）治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。

（注4）被保険者が日本国外に居住している場合には、その居住地とします。

（注5）合併症および続発症を含みます。

（注6）5万円を限度とします。

（注7）日本国外に居住している被保険者が、その居住地の属する国へ直接帰国するための交通費および宿泊費を含みます。

（3）（1）の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、医師の診断によります。

(4) (1) の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が(1)の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を疾病治療費用保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

(1)の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(5) (1)の規定にかかわらず、被保険者が当会社と提携する機関から(2)①または③に掲げる費用の請求を受けた場合において、被保険者がその機関への疾病治療費用保険金の支払を当会社に求めたときは、当会社は、被保険者がその費用を支出したものとみなして(1)から(4)までの規定により算出した疾病治療費用保険金をその機関に支払います。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって発病した疾病に対しては、疾病治療費用保険金を支払いません。

① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失

② 疾病治療費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④ 被保険者に対する刑の執行

⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変

⑥ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑦ ⑤もしくは⑥の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑧ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）使用済燃料を含みます。

（注3）原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、疾病治療費用保険金を支払いません。

（注）いわゆる「むちうち症」をいいます。

(3) 当社は、次のいずれかに掲げる疾病に対しては、疾病治療費用保険金を支払いません。

- ① 被保険者が被った傷害に起因する疾病
- ② 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病
- ③ 歯科疾病

(4) 当社は、被保険者が前条(1)のいずれかに該当し、その直接の結果として、日本国外においてカイロプラクティック(Chiropractic)、鍼^{はり}(Acupuncture)または灸^{きゅう}(Moxa cauterly)の施術者による施術を要したことにより、被保険者がその施術のため現実に支出した同条(2)の金額については、疾病治療費用保険金を支払いません。

第4条(保険金を支払わない場合—その2)

当社は、被保険者が山岳登山(注)を行っている間に発病した高山病に対しては、疾病治療費用保険金を支払いません。

(注) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

第5条(当社の責任限度額)

当社がこの保険契約に基づき支払うべき疾病治療費用保険金の額は、1疾病(注)について疾病治療費用保険金額をもって限度とします。

(注) 合併症および続発症を含みます。

第6条(他の身体の障害または疾病の影響)

(1) 被保険者が疾病を発病した時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または疾病を発病した後にその疾病と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により疾病が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは疾病治療費用保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより疾病が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第7条(被保険者による特約の解除請求)

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合には、保険契約者との別段の合意があるときを除き、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約(注)を解除することを求めることができます。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(2) 保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当社に対する通知をもって、この特約(注)を解除しなければなりません。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第8条(保険料の返還—解除の場合)

前条(2)の規定により、保険契約者がこの特約(注)を解除した場合には、当社は、

保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第9条 (事故の通知)

(1) 被保険者が疾病を発病した場合は、保険契約者、被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者は、疾病を発病した日からその日を含めて30日以内に発病の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) (1) の場合において、保険契約者、被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容(注)について、遅滞なく当社に通知しなければなりません。

(注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(3) 保険契約者、被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者は、(1) および(2)のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

(4) 保険契約者、被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)、(2)もしくは(3)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて疾病治療費用保険金を支払います。

第10条 (保険金の請求)

(1) 疾病治療費用保険金の当社に対する保険金請求権は、被保険者が治療を要しなくなった時または治療を開始した日(注)からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。

(注) 合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日をいいます。

(2) 被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者が疾病治療費用保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類(注1)のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

① 責任期間中または責任期間終了後72時間以内に疾病を発病し、かつ、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始したことおよび疾病の程度、疾病の原因の発生時期を証明する医師の診断書

② 責任期間中に第2条(保険金を支払う場合)(1)②に規定する感染症に感染し、かつ、その感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに治療を開始したことおよび感染症の程度を証明する医師の診断

書

- ③ 第2条(2)①から③までの費用の支払を証明する領収書または当会社と提携する機関からのその費用の請求書
 - ④ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑤ 疾病治療費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注2)
 - ⑥ 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
 - ⑦ その他当会社が普通保険約款第19条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (注1) 第2条(5)の規定により被保険者が当会社と提携する機関への疾病治療費用保険金の支払を当会社に求める場合の書類を含みます。
- (注2) 疾病治療費用保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第11条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当会社は、第9条(事故の通知)の規定による通知または前条および普通保険約款第18条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、疾病の程度の認定その他疾病治療費用保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
 - (2) (1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当会社が負担します。
- (注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
- (注2) 収入の喪失を含みません。

第12条(代位)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)(2)①から③までの費用が生じたことにより被保険者またはその法定相続人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して疾病治療費用保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当社が費用の全額を疾病治療費用保険金として支払った場合
被保険者またはその法定相続人が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者またはその法定相続人が取得した債権の額から、疾病治療費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者またはその法定相続人が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者および疾病治療費用保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

第13条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第5条（保険責任の始期および終期）(5)②の規定中「旅行行程開始前または旅行行程終了後に生じた保険事故」とあるのは「責任期間開始前または責任期間終了後72時間を経過した後に生じた保険事故」と読み替えて適用します。

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

救援者費用等補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
救援者	被保険者の捜索（注1）、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族（注2）をいいます。 （注1）捜索、救助または移送をいいます。 （注2）これらの者の代理人を含みます。
救援者費用等保険金額	保険証券記載の救援者費用等保険金額をいいます。
現地	事故発生地、被保険者の収容地または被保険者の勤務地をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
被保険者等	保険契約者、被保険者または被保険者の親族をいいます。
保険事故	被保険者が次条（1）①から③までのいずれかに該当することをいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当したことにより、被保険者等が負担した費用を、この特約および普通保険約款の規定に従い、救援者費用等保険金としてその費用の負担者に支払います。

① 被保険者が死亡した場合で、次のいずれかに該当したとき。

ア. 責任期間中に被った傷害を直接の原因として、傷害の原因となった事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合

イ. 疾病または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として、責任期間中に死亡した場合

ウ. 責任期間中に発病した疾病を直接の原因として、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間中に治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限りです。

エ. 責任期間中に被保険者が自殺行為を行った場合で、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。

② 被保険者が入院した場合で、次のいずれかに該当したとき。

ア. 責任期間中に被った傷害を直接の原因として、継続して3日以上入院（注1）した場合

イ. 責任期間中に発病した疾病（注2）を直接の原因として、継続して3日以上入院（注1）した場合。ただし、責任期間中に治療を開始していた場合に限りです。

③ 被保険者が次のいずれかに該当した場合

ア. 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明になった場合

イ. 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機または船舶が遭難した場合

ウ. 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合

エ. 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者が緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合

（注1）他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限りです。

（注2）妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病を含みません。

(2) (1) ①または②の、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、医師の診断によります。

(3) (1) の規定にかかわらず、被保険者等が当会社と提携する機関から次条に掲げる費用の請求を受けた場合において、被保険者等がその機関への救援者費用等保険金の支払を当会社に求めたときは、当会社は、被保険者等がその費用を(1)の費用として負担し

たものとみなして救援者費用等保険金をその機関に支払います。

第3条（費用の範囲）

前条（1）の費用とは、次に掲げるものをいいます。

① 搜索救助費用

遭難した被保険者を搜索（注1）する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。

② 航空運賃等交通費

救援者の現地までの船舶、航空機等の往復運賃をいい、救援者3名分を限度とします。ただし、前条（1）③ウまたはエの場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な搜索（注1）もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

③ 宿泊施設の客室料

現地および現地までの行程における救援者の宿泊施設（注2）の客室料をいい、救援者3名分を限度とし、かつ、救援者1名につき14日分を限度とします。ただし、前条（1）③ウまたはエの場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な搜索（注1）もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

④ 移送費用

死亡した被保険者を現地から保険証券記載の被保険者の住所に移送するために要した遺体輸送費用または治療を継続中の被保険者を現地から保険証券記載の被保険者の住所もしくはその住所の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費（注3）をいいます。ただし、次に掲げる費用はこの費用の額から除きます。

ア. 被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃

イ. 傷害治療費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）（1）①もしくは③または疾病治療費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）（2）①もしくは③により支払われるべき費用

⑤ 遺体処理費用

死亡した被保険者の火葬費用、遺体防腐処理費用等の遺体の処理費用をいい、100万円を限度とします。なお、花代、読経代および式場費等の葬儀費用等遺体の処理とは直接関係がない費用は含みません。

⑥ 諸雑費

次に掲げる費用をいい、20万円を限度とします。ただし、傷害治療費用補償特約第2条（1）②または疾病治療費用補償特約第2条（2）②により支払われるべき費用については除きます。

ア. 救援者の渡航手続費（注4）

- イ. 救援者または被保険者が現地において支出した交通費
- ウ. 被保険者の入院または救援に必要な身の回り品購入費および国際電話料等通信費
- エ. アからウまでに掲げるもののほか、アからウまでの費用と同程度に救援のために必要な費用

(注1) 捜索、救助または移送をいいます。

(注2) ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。

(注3) 治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。

(注4) 旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって第2条（保険金を支払う場合）（1）のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、救援者費用等保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失。ただし、被保険者が第2条（1）①エに該当した場合は救援者費用等保険金を支払います。
- ② ①に規定する者以外の救援者費用等保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が救援者費用等保険金の一部の受取人である場合には、救援者費用等保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、被保険者が第2条（1）①エに該当した場合は救援者費用等保険金を支払います。
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車等を運転している間。ただし、第2条（1）①アに該当した場合には救援者費用等保険金を支払います。
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間。ただし、第2条（1）①アに該当した場合は救援者費用等保険金を支払います。
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者に対する刑の執行
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ⑦ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑧ ⑥もしくは⑦の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当社は、被保険者が頸部症候群(注)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって第2条(保険金を支払う場合)(1)②に該当したことにより発生した費用に対しては、その症状の原因がいかなるときでも、救援者費用等保険金を支払いません。

(注) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第5条(保険金を支払わない場合—その2)

当社は、被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間に第2条(保険金を支払う場合)(1)②または③に該当したことにより発生した費用に対しては、救援者費用等保険金を支払いません。

第6条(救援者費用等保険金の支払)

当社は、第3条(費用の範囲)の費用のうち、社会通念上妥当な部分で、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額(注)についてのみ救援者費用等保険金を支払います。ただし、被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額に対しては、救援者費用等保険金を支払いません。

(注) この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

第7条(当社の責任限度額)

当社がこの保険契約に基づき支払うべき救援者費用等保険金の額は、保険期間を通じ、救援者費用等保険金額をもって限度とします。

第8条(事故の通知)

(1) 保険事故が発生した場合は、保険契約者、被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に次に掲げる事項を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

① 第2条(保険金を支払う場合)(1)①または②の場合は、保険事故発生状況、傷害の程度または疾病の発病状況および経過

② 第2条(1)③の場合は、行方不明もしくは遭難または同条(1)③の事故発生状況

状況

(2) (1) の場合において、保険契約者、被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(3) 保険契約者、被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者は、(1) および(2)のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

(4) 保険契約者、被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)、(2)または(3)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて救援者費用等保険金を支払います。

第9条（保険金の請求）

(1) 救援者費用等保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者等が費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

(2) 被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者が救援者費用等保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類（注1）のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

① 保険事故発生を証明する書類

② 救援者費用等保険金の支払を受けようとする第3条（費用の範囲）に掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類または当社と提携する機関からのその費用の請求書

③ 救援者費用等保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注2）

④ その他当社が普通保険約款第19条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（注1）第2条（保険金を支払う場合）（3）の規定により被保険者等が当社と提携する機関への救援者費用等保険金の支払を当社に求める場合の書類を含みます。

（注2）救援者費用等保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第3条（費用の範囲）の費用の額を超えるとときは、当社は、次に定める額を救援者費用等保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

第3条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第11条（代位）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用が生じたことにより被保険者等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して救援者費用等保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が費用の全額を救援者費用等保険金として支払った場合
被保険者等が取得した債権の全額

② ①以外の場合
被保険者等が取得した債権の額から、救援者費用等保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者等が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者および救援者費用等保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

第12条（重大事由による解除に関する特則）

当社は、普通保険約款第12条（重大事由による解除）(2)および(3)の規定を次のとおり読み替え、(4)の規定を追加してこの特約に適用します。

「(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

① 被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

② 救援者費用等保険金を受け取るべき者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

（注）①の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限り、②の事由がある場合には、その救援者費用等保険金を受け取るべき者に係る部分に限ります。

(3) (1)または(2)の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故による損害等に対しては、当社は、救援者費用等保険金を支払いません。この場合において、既に救援者費用等保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者、被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなさ

れた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者、被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者に生じた損害等については適用しません。」

第13条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 第5条（保険金を支払わない場合—その2）の運動等

山岳登山（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（注1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

（注2）グライダーおよび飛行船を除きます。

（注3）職務として操縦する場合を除きます。

（注4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

治療・救援費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
救援者	被保険者の捜索（注1）、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族（注2）をいいます。 （注1）捜索、救助または移送をいいます。 （注2）これらの者の代理人を含みます。
競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 （注1）いずれもそのための練習を含みます。

	(注2) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
現地	事故発生地、被保険者の収容地または被保険者の勤務地をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート(注)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) 水上オートバイを含みます。
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
治療・救援費用 保険金額	保険証券記載の治療・救援費用保険金額をいいます。
被保険者等	保険契約者、被保険者または被保険者の親族をいいます。
保険事故	被保険者が次条(1)のいずれかに該当することをいいます。ただし、同条(1)①については、傷害の原因となった事故を、同条(1)②については疾病の発病をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当したことにより被保険者(注1)が負担した費用に対し、この特約および普通保険約款の規定に従い、治療・救援費用保険金を被保険者(注2)に支払います。

- ① 被保険者が責任期間中に傷害を被り、その直接の結果として、治療(注3)を要した場合
- ② 被保険者が、次に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間終了後72時間を経過するまで(注4)に治療を開始した場合
 - ア. 責任期間中に発病した疾病
 - イ. 責任期間終了後72時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限り、
 - ウ. 責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)に規定する次のいずれかの感染症(注5)
 - (ア) 一類感染症
 - (イ) 二類感染症
 - (ウ) 三類感染症
 - (エ) 四類感染症
- ③ 被保険者が入院した場合で、次のいずれかに該当したとき。
 - ア. 責任期間中に被った傷害を直接の原因として、継続して3日以上入院(注6)し

た場合

イ. 責任期間中に発病した疾病（注7）を直接の原因として、継続して3日以上入院（注6）した場合。ただし、責任期間中に治療を開始していた場合に限りです。

④ 被保険者が次のいずれかに該当した場合

ア. 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明になった場合

イ. 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機または船舶が遭難した場合

ウ. 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合

エ. 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者が緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合

⑤ 被保険者が死亡した場合で、次のいずれかに該当したとき。

ア. 責任期間中に被った傷害を直接の原因として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合

イ. 疾病または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として、責任期間中に死亡した場合

ウ. 責任期間中に発病した疾病を直接の原因として、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間中に治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限りです。

エ. 責任期間中に被保険者が自殺行為を行った場合で、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。

（注1）③から⑤までのいずれかに該当した場合には、被保険者の親族および保険契約者を含みます。

（注2）③から⑤までのいずれかに該当した場合には、その費用の負担者とします。

（注3）義手および義足の修理を含みます。

（注4）ウに掲げる疾病については責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでとします。

（注5）被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。

（注6）他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限りです。

（注7）妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病を含みません。

（2）（1）の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は医師の診断によります。

第3条（費用の範囲）

（1）前条（1）の費用とは、次に掲げるものをいいます。

- ① 被保険者が前条（１）①または②のいずれかに該当したことにより負担した次に掲げる費用のうち、被保険者が治療（注１）のため現実に支出した金額。ただし、同条（１）①に該当した場合にあっては、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内、同条（１）②に該当した場合にあっては、治療を開始した日（注２）からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。
- ア. 医師の診察費、処置費および手術費
 - イ. 医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料
 - ウ. 義手および義足の修理費
 - エ. X線検査費、諸検査費および手術室費
 - オ. 職業看護師（注３）費。ただし、謝金および礼金は含みません。
 - カ. 病院または診療所へ入院した場合の入院費
 - キ. 入院による治療を要する場合において、病院もしくは診療所が遠隔地にあることまたは病院もしくは診療所のベッドが空いていないこと等やむを得ない事情により、宿泊施設（注４）の室内で治療を受けたときおよび医師の指示により宿泊施設（注４）で静養するときの宿泊施設（注４）の客室料
 - ク. 入院による治療は要しない場合において、治療を受け、医師の指示により宿泊施設（注４）で静養するときの宿泊施設（注４）の客室料。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額はこの費用の額から控除します。
 - ケ. 救急措置として被保険者を病院または診療所に移送するための緊急移送費。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。
 - コ. 入院または通院のための交通費
 - サ. 病院もしくは診療所に専門の医師がいないことまたはその病院もしくは診療所での治療が困難なことにより、他の病院または診療所へ移転するための移転費（注５）。ただし、日本国内（注６）の病院または診療所へ移転した場合には、被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。
 - シ. 治療のために必要な通訳雇入費
 - ス. 治療・救援費用保険金の請求のために必要な医師の診断書の費用
 - セ. 法令に基づき公的機関より、病原体に汚染された場所または汚染された疑いがある場所の消毒を命じられた場合の消毒のために要した費用
- ② 被保険者が、前条（１）①または②のいずれかに該当し、その直接の結果として入院した場合において、その入院により必要となった次に掲げる費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、１事故に基づく傷害または１疾病（注７）について

20万円を限度とします。

ア. 国際電話料等通信費

イ. 入院に必要な身の回り品購入費（注8）

- ③ 被保険者が、前条（1）①または②のいずれかに該当し、その結果、当初の旅行行程を離脱した場合において、次に掲げるいずれかの費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。

ア. 被保険者が当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊費

イ. 被保険者が直接帰国するための交通費および宿泊費（注9）

- ④ 被保険者が前条（1）③から⑤までのいずれかに該当したことにより、被保険者等が負担した次に掲げる費用のうち、被保険者等が現実に支出した金額

ア. 遭難した被保険者を捜索（注10）する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用

イ. 救援者の現地までの船舶、航空機等の往復運賃。ただし、救援者3名分を限度とし、被保険者が前条（1）④ウまたはエに該当した場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索（注10）もしくは救助活動が終了した後現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

ウ. 現地および現地までの行程における救援者の宿泊施設（注4）の客室料。ただし、救援者3名分を限度とし、かつ、救援者1名につき14日分を限度とします。また、被保険者が前条（1）④ウまたはエに該当した場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索（注10）もしくは救助活動が終了した後現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

エ. 治療を継続中の被保険者を現地から保険証券記載の被保険者の住所またはその住所の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費（注5）。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃および①または③により支払われるべき費用はこの費用の額から控除します。

オ. 次に掲げる費用。ただし、20万円を限度とし、②の費用は除きます。

（ア）救援者の渡航手続費（注11）

（イ）救援者または被保険者が現地において支出した交通費

（ウ）被保険者の入院または救援に必要な身の回り品購入費および国際電話料等通信費

（エ）（ア）から（ウ）までに掲げるもののほか、（ア）から（ウ）までの費用と同程度に救援のために必要な費用

カ. 死亡した被保険者の火葬費用、遺体防腐処理費用等の遺体の処理費用。ただし、100万円を限度とし、花代、読経代および式場費等の葬儀費用等遺体の処理とは直

接関係がない費用は含みません。

キ、死亡した被保険者を現地から保険証券記載の被保険者の住所に移送するために要した遺体輸送費用。ただし、被保険者の法定相続人が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。

(注1) 前条(1)①の場合には義手および義足の修理を含みます。

(注2) 合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日をいいます。

(注3) 日本国外において被保険者の治療に際し、医師が付添を必要と認めた場合の職務として付添を行う者を含みます。

(注4) ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。

(注5) 治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。

(注6) 被保険者が日本国外に居住している場合には、その居住地とします。

(注7) 合併症および続発症を含みます。

(注8) 5万円を限度とします。

(注9) 日本国外に居住している被保険者が、その居住地の属する国へ直接帰国するための交通費および宿泊費を含みます。

(注10) 捜索、救助または移送をいいます。

(注11) 旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

(2) 前条の規定にかかわらず、被保険者等が当会社と提携する機関から(1)の費用の請求を受けた場合において、被保険者等がその機関への治療・救援費用保険金の支払を当会社に求めたときは、当会社は、被保険者等がその費用を支出したものとみなして(1)および第6条(当会社の責任限度額)から第8条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)までの規定により算出した治療・救援費用保険金をその機関に支払います。

(3) (1)の費用とは、社会通念上妥当な費用であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額とします。また、この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

第4条(保険金を支払わない場合—その1)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、治療・救援費用保険金を支払いません。

① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失。ただし、被保険者が第2条(1)⑤エに該当した場合は、前条(1)④に掲げる費用については治療・救

援費用保険金を支払います。

- ② ①に規定する者以外の治療・救援費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が前条（１）④に掲げる費用に対する治療・救援費用保険金の一部の受取人である場合には、治療・救援費用保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、被保険者が第２条（１）⑤エに該当した場合は、前条（１）④に掲げる費用については治療・救援費用保険金を支払います。
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注２）を持たないで自動車等を運転している間。ただし、第２条（１）⑤アに該当した場合は、前条（１）④に掲げる費用については治療・救援費用保険金を支払います。
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間。ただし、第２条（１）⑤アに該当した場合は、前条（１）④に掲げる費用については治療・救援費用保険金を支払います。
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害または疾病が、当会社が治療・救援費用保険金を支払うべき傷害または疾病の治療によるものである場合には、治療・救援費用保険金を支払います。
 - ⑥ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
 - ⑧ 核燃料物質（注３）もしくは核燃料物質（注３）によって汚染された物（注４）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑨ ⑦もしくは⑧の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染
- （注１）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注２）運転する地における法令によるものをいいます。
- （注３）使用済燃料を含みます。
- （注４）原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当社は、被保険者が^{けい}頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、治療・救援費用保険金を支払いません。

（注）いわゆる「むちうち症」をいいます。

(3) 当社は、次のいずれかに掲げる疾病の治療に要した費用に対しては、治療・救援費用保険金を支払いません。

- ① 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病
- ② 歯科疾病

(4) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）（1）①または②のいずれかに該当し、その直接の結果として、日本国外においてカイロプラクティック（Chiropractic）、^{はり}鍼（Acupuncture）または^{きゅう}灸（Moxa cauterly）の施術者による施術を要したことにより、被保険者がその施術のため現実に支出した前条（1）①から③までの金額については、治療・救援費用保険金を支払いません。

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

(1) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に被った傷害により第2条（保険金を支払う場合）（1）①に該当し第3条（費用の範囲）（1）①から③までに定める費用を支出した場合でも、治療・救援費用保険金を支払いません。

- ① 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、③に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、治療・救援費用保険金を支払いません。
- ② 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、③に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、治療・救援費用保険金を支払います。
- ③ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

(2) 当社は、被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間に第2条（保険金を支払う場合）（1）①、③または④のいずれかに該当し、被保険者等が第3条（費用の範囲）（1）に掲げる費用を支出した場合でも、治療・救援費用保険金を支払いません。

(3) 当社は、被保険者が山岳登山（注）を行っている間に高山病を発病し第2条（保険金を支払う場合）（1）②のいずれかに該当した場合で、第3条（費用の範囲）（1）①から③までに定める費用を支出したときでも、治療・救援費用保険金を支払いません。

(注) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

第6条（当会社の責任限度額）

(1) 当社が支払うべき治療・救援費用保険金の額は、第2条（保険金を支払う場合）(1) ①から⑤までに規定する事由の発生1回（注）につき、治療・救援費用保険金額をもって限度とします。

(注) その事由の原因が疾病である場合は、合併症および続発症を含め1回と数えます。

(2) (1) の場合において、被保険者が次のいずれかに該当したときは、当社が支払うべき治療・救援費用保険金の額は次に規定する事由の発生1回につき、治療・救援費用保険金額をもって限度とします。

- ① 第2条（保険金を支払う場合）(1) ①の傷害を直接の原因として、同条(1) ③アまたは⑤アに該当した場合
- ② 第2条(1) ②の疾病を直接の原因として、同条(1) ③イまたは⑤イもしくはウに該当した場合
- ③ 第2条(1) ④に規定する行方不明、遭難または事故を直接の原因として同条(1) ①に該当した場合

第7条（他の身体の障害または疾病の影響）

(1) 被保険者が傷害を被った時もしくは疾病を発病した時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または傷害を被った後もしくは疾病を発病した後にその原因となった事故もしくは疾病と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により傷害または疾病が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは治療・救援費用保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより傷害または疾病が重大となった場合も、(1) と同様の方法で支払います。

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第2条（保険金を支払う場合）(1) の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第3条（費用の範囲）(1) の費用の額を超えるときは、当社は、次に定める額を治療・救援費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
第3条(1) の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第9条（被保険者による特約の解除請求）

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合には、保険契約者との別段の合意があると

きを除き、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約（注）を解除することを求めることができます。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（2）保険契約者は、被保険者から（1）に規定する解除請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、この特約（注）を解除しなければなりません。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第10条（保険料の返還—解除の場合）

前条（2）の規定により、保険契約者がこの特約（注）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第11条（事故の通知）

（1）保険事故が発生した場合は、保険契約者、被保険者または治療・救援費用保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に次に掲げる事項を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

① 第2条（保険金を支払う場合）（1）①、②、③または⑤の場合は、保険事故発生の状況、傷害の程度または疾病の発病の状況および経過

② 第2条（1）④の場合は、行方不明もしくは遭難または同条（1）④の事故発生の状況

（2）被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または治療・救援費用保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

（3）（1）および（2）の場合において、保険契約者、被保険者または治療・救援費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

（4）保険契約者、被保険者または治療・救援費用保険金を受け取るべき者は、（1）から（3）までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

（5）保険契約者、被保険者または治療・救援費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）、（2）、（3）もしくは（4）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて治療・救援費用保

険金を支払います。

第12条（保険金の請求）

（1）治療・救援費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、次に掲げる時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

- ① 第2条（保険金を支払う場合）（1）①の場合は、被保険者が治療を要しなくなった時または保険事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ② 第2条（1）②の場合は、被保険者が治療を要しなくなった時または治療を開始した日（注）からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ③ 第2条（1）③から⑤までのいずれかの場合は、各費用の負担者が費用を負担した時

（注）合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日をいいます。

（2）被保険者または治療・救援費用保険金を受け取るべき者が治療・救援費用保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類（注1）のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 当会社の定める傷害状況報告書
- ② 公の機関（注2）の事故証明書
- ③ 傷害の程度を証明する医師の診断書
- ④ 責任期間中もしくは責任期間終了後72時間以内に疾病を発病し、かつ、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始したことおよび疾病の程度、疾病の原因の発生時期、または責任期間中に第2条（保険金を支払う場合）（1）②ウに規定する感染症に感染し、かつ、その感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに治療を開始したことおよび感染症の程度を証明する医師の診断書
- ⑤ 被保険者が第2条（1）③から⑤までのいずれかに該当したことを証明する書類
- ⑥ 治療・救援費用保険金の支払を受けようとする第3条（費用の範囲）（1）に掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類または当会社と提携する機関からのその費用の請求書
- ⑦ 被保険者の印鑑証明書
- ⑧ 死亡診断書または死体検案書
- ⑨ 被保険者の戸籍謄本
- ⑩ 治療・救援費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注3）
- ⑪ 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書

⑫ その他当社が普通保険約款第19条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（注1）第3条（2）の規定により被保険者等が当社と提携する機関への治療・救済費用保険金の支払を当社に求める場合の書類を含みます。

（注2）やむを得ない場合には、第三者とします。

（注3）治療・救済費用保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第13条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

（1）当社は、第11条（事故の通知）の規定による通知または前条および普通保険約款第18条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害、疾病の程度の認定その他治療・救済費用保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または治療・救済費用保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

（2）（1）の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当社が負担します。

（注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注2）収入の喪失を含みません。

第14条（代位）

（1）第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用が生じたことにより被保険者等または被保険者の法定相続人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して治療・救済費用保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が費用の全額を治療・救済費用保険金として支払った場合
被保険者等または被保険者の法定相続人が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者等または被保険者の法定相続人が取得した債権の額から、治療・救済費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

（2）（1）②の場合において、当社に移転せずに被保険者等または被保険者の法定相続人が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（3）保険契約者、被保険者および治療・救済費用保険金を受け取るべき者は、当社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

第15条（普通保険約款の読み替え）

この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）②については、普通保険約款第5条（保

険責任の始期および終期) (5) ②の規定中「旅行行程開始前または旅行行程終了後に生じた保険事故」とあるのは「責任期間開始前または責任期間終了後72時間を経過した後に生じた保険事故」と読み替えて適用します。

第16条 (重大事由による解除に関する特則)

当社は、この特約第2条 (保険金を支払う場合) (1) ③から⑤までのいずれかに該当した場合は、普通保険約款第12条 (重大事由による解除) (2) および (3) の規定を次のとおり読み替え、(4) の規定を追加して適用します。

「(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約 (注) を解除することができます。

- ① 被保険者が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ② 治療・救援費用保険金を受け取るべき者が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

(注) ①の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限り、②の事由がある場合には、その治療・救援費用保険金を受け取るべき者に係る部分に限ります。

(3) (1) または (2) の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または (2) ①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故による損害等に対しては、当社は、治療・救援費用保険金を支払いません。この場合において、既に治療・救援費用保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者、被保険者または治療・救援費用保険金を受け取るべき者が (1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより (1) または (2) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、(1) ③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者、被保険者または治療・救援費用保険金を受け取るべき者に生じた損害等については適用しません。」

第17条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 第5条 (保険金を支払わない場合—その2) (2) の運動等

山岳登山 (注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 (注2) 操縦 (注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 (注4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング (フリークライミングを含みます。) をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

(注2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3) 職務として操縦する場合を除きます。

(注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

個人賠償責任補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
親権者等	親権者またはその他の法定の監督義務者をいいます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
賠償責任保険金額	保険証券記載の賠償責任保険金額をいいます。
保険事故	被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊もしくは紛失について、法律上の損害賠償責任を負担する原因となった次条の事故をいいます。
免責金額	保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、被保険者が旅行行程中に生じた偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊もしくは紛失について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い賠償責任保険金を支払います。

(2) (1)の被保険者が責任無能力者の場合には、親権者等を被保険者とします。ただし、当社が賠償責任保険金を支払うのは、その責任無能力者が旅行行程中に生じた偶然な事故により他人に加えた身体の障害または他人の財物の損壊もしくは紛失について、親権者等が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、賠償責任保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ④ ②または③の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑤ ③以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）使用済燃料を含みます。

（注3）原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、賠償責任保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者については、この規定は適用しません。
- ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者と同居する親族（注1）および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊もしくは紛失について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、次に掲げる損害については、この規定は適用しません。
 - ア. 被保険者が滞在する宿泊施設の客室（注2）に与えた損害
 - イ. 被保険者が滞在する居住施設内の部屋（注3）に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は除きます。
 - ウ. 賃貸業者から保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用品に与えた損害
- ⑧ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑨ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任

- ⑩ 航空機、船舶（注４）、車両（注５）、銃器（注６）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑪ 汚染物質（注７）の排出、流出、いつ出または漏出に起因する損害賠償責任。ただし、汚染物質の排出、流出、いつ出または漏出が不測かつ突発的なものである場合はこの規定は適用しません。
- ⑫ 罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任
 - （注１）旅行のために一時的に別居する親族を含みます。
 - （注２）客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。
 - （注３）部屋内の動産を含みます。
 - （注４）原動力が専ら人力であるもの、ヨットおよび水上オートバイを除きます。
 - （注５）原動力が専ら人力であるもの、ゴルフ場の乗用カートおよびレジャーを目的として使用中のスノーモービルを除きます。
 - （注６）空気銃を除きます。
 - （注７）固体状、液体状、気体状のもしくは熱を帯びた有害な物質または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学製品、廃棄物（注８）等を含みます。
 - （注８）再生利用のための物質を含みます。

第５条（支払保険金の範囲）

当社が支払う賠償責任保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。

- ① 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金
- ② 保険事故が発生した場合において、被保険者が第７条（事故の発生）（１）の②に規定する第三者に対する求償権の保全または行使その他損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用
- ③ ②の損害の発生または拡大を防止するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に必要とした費用および支出についてあらかじめ当社の書面による同意を得た費用
- ④ 被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に必要とした費用
- ⑤ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- ⑥ 第８条（当社による解決）に規定する当社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

第６条（当社の責任限度額）

当社がこの保険契約に基づき支払うべき賠償責任保険金の額は、次の金額の合計額とします。

- ① 1回の保険事故について、損害賠償金が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、1回の保険事故について、賠償責任保険金額を支払の限度とします。
- ② 第5条（支払保険金の範囲）の②から⑥までの費用についてはその全額。ただし、同条の④および⑤の費用は、1回の保険事故について、同条の①の損害賠償金の額が賠償責任保険金額を超える場合は、賠償責任保険金額の同条の①の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。

第7条（事故の発生）

(1) 保険事故により他人の身体の障害または財物の損壊もしくは紛失が発生したことを知った場合は、保険契約者または被保険者は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

- ① 保険事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、保険事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所、氏名を保険事故の発生日からその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ② 第三者から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとり、その他損害の発生および拡大を防止するために必要ないっさいの手段を講ずること。
- ③ 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置をとることを妨げません。
- ④ 損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合または提起された場合は、ただちに書面により当社に通知すること。
- ⑤ 他の保険契約等の有無および内容（注）について遅滞なく当社に通知すること。
- ⑥ ①から⑤までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

(2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく（1）の①から⑥までに規定する義務に違反した場合は、当社は、次の金額をそれぞれ控除して支払額を決定します。

- ① （1）の①、④、⑤または⑥に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
- ② （1）の②に違反した場合は、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額

③ (1)の③に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(注)既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第8条（当会社による解決）

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第9条（保険金の請求）

(1) 賠償責任保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と被害者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを使用することができるものとします。

(2) 賠償責任保険金を受け取るべきものが賠償責任保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 当会社の定める事故状況報告書
 - ② 公の機関（注1）が発行する事故証明書
 - ③ 死亡に関して支払われる賠償責任保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
 - ④ 後遺障害に関して支払われる賠償責任保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ⑤ 傷害に関して支払われる賠償責任保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑥ 被保険者が被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書その他これに代わるべき書類および損害賠償金の支払または被害者の承諾があったことを示す書類
 - ⑦ 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注2）および被害が生じた物の写真（注3）
 - ⑧ 賠償責任保険金の請求を第三者に委任する場合には、賠償責任保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
 - ⑨ その他当会社が普通保険約款第19条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (注1) やむを得ない場合には、第三者とします。
- (注2) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (注3) 画像データを含みます。

第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当社は、次に掲げる額を賠償責任保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1) の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第11条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害に対して賠償責任保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が損害の額の全額を賠償責任保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、賠償責任保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1) の②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第12条（先取特権）

(1) 被害者は、被保険者の当社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、賠償責任保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が被害者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

② 被保険者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、被害者に支払う場合

③ 被保険者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、被害者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、被害者に支払う場合

- ④ 被保険者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に賠償責任保険金を支払うことを被害者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被害者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権(注)は、被害者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の①または④の規定により被保険者が当社に対して賠償責任保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 第5条(支払保険金の範囲)の②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第13条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

携行品損害補償特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
携行品損害保険金額	保険証券記載の携行品損害保険金額をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払責任額	それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券(注)、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。 (注) 定期券は除きます。
渡航書発給地	保険事故の生じた地から渡航書の発給を受ける最寄りの在外公館所在地をいいます。
保険事故	保険の対象の損害の原因となった次条の事故をいいます。
免責金額	保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
旅券発給地	保険事故の生じた地から旅券の発給を受ける最寄

りの在外公館所在地をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が旅行行程中に生じた偶然な事故によって保険の対象について被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い携行品損害保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、次に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、携行品損害保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② 携行品損害保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ⑤ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ ④または⑤の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑧ 差し押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この規定は適用しません。
 - ア. 火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合
 - イ. 施錠された被保険者の手荷物が、空港等における安全確認検査等の目的でその錠を壊された場合
- ⑨ 保険の対象が通常有する性質や性能の欠如。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見しえなかった場合を除きます。
- ⑩ 保険の対象の自然の消耗または性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
- ⑪ 保険の対象のすり傷、掻き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害

- ⑫ 保険の対象である液体の流失。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害についてはこの規定は適用しません。
- ⑬ 保険の対象の置き忘れまたは紛失
- ⑭ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的事故または機械的の事故。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。
 - (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注2) 運転する地における法令によるものをいいます。
 - (注3) 使用済燃料を含みます。
 - (注4) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険の対象およびその範囲）

- (1) 保険の対象は、被保険者が旅行行程中に携行する次に掲げるいずれかの身の回り品に限ります。
 - ① 被保険者が所有する物
 - ② 旅行行程開始前に被保険者が当該旅行のために他人から無償で借りた物
- (2) (1) の身の回り品が被保険者が滞在する居住施設内（注1）にある間は、保険の対象に含まれません。
- (3) (1) の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
 - ① 通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物。ただし、乗車券等については保険の対象を含みます。
 - ② 預金証書または貯金証書（注2）、クレジットカード、運転免許証（注3）その他これらに類する物。ただし、旅券については保険の対象を含みます。
 - ③ 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずる物
 - ④ 船舶（注4）、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品
 - ⑤ 被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具およびウィンドサーフィン、サーフィンその他これらに準ずる運動を行うための用具
 - ⑥ 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物
 - ⑦ 動物および植物
 - ⑧ 商品もしくは製品等または業務の目的のみに使用される設備もしくは什器等
 - ⑨ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
 - ⑩ その他保険証券記載の物
 - (注1) 居住施設が一戸建住宅の場合は当該住宅の敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。
 - (注2) 通帳および現金自動支払機用カードを含みます。
 - (注3) 自動車等の運転免許証を除きます。

(注4) ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。

第5条（保険金を支払うべき損害の額）

- (1) 当社が携行品損害保険金を支払うべき損害の額は、保険価額（注1）によって定め
ます。
- (2) 保険の対象の損傷を修繕しうる場合においては、保険の対象を損害発生直前の状態に
復するに必要な修繕費をもって損害の額とし、価値の下落（注2）は損害の額に含めま
せん。
- (3) 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じた
ときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(1)および(2)
の規定によって損害の額を決定します。
- (4) 第7条（損害の発生）(3)の費用を保険契約者または被保険者が負担した場合は、
その費用および(1)から(3)までの規定によって計算された額の合計額を損害の額
とします。
- (5) (1)から(4)までの規定によって計算された損害の額が、その損害の生じた保険
の対象の保険価額（注1）を超える場合は、その保険価額（注1）をもって損害の額と
します。
- (6) (1)から(5)までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、
その乗車券等の経路および等級の範囲内で、保険事故の後に被保険者が支出した費用お
よび保険契約者または被保険者が負担した第7条(3)の費用の合計額を損害の額とし
ます。
- (7) (1)から(5)までの規定にかかわらず、保険の対象が旅券の場合には、次に掲げ
る費用を損害の額とします。ただし、1回の保険事故について50,000円を限度としま
す。
 - ① 旅券の再取得費用
保険事故の結果、旅券の発給申請を行う場合には、再取得に必要とした次に掲げ
る費用
ア． 旅券発給地へ赴く被保険者の交通費
イ． 領事官に納付した発給手数料および電信料
ウ． 旅券発給地における被保険者の宿泊施設の客室料
 - ② 渡航書の取得費用
保険事故の結果、旅券の発給申請に替えて渡航書の発給を行う場合には、取得の
ために必要とした次に掲げる費用
ア． 渡航書発給地へ赴く被保険者の交通費
イ． 領事官に納付した発給手数料
ウ． 渡航書発給地における被保険者の宿泊施設の客室料
- (8) (1)から(5)までの規定にかかわらず、保険の対象が自動車等の運転免許証の場

合には、国または都道府県に納付した再発給手数料を損害の額とします。

- (9) 保険の対象の1個、1組または1対について損害の額が100,000円を超える場合は、当社は、そのものの損害の額を100,000円とみなします。ただし、保険の対象が乗車券等である場合において、保険の対象の損害の額の合計額が50,000円を超えるときは、当社は、そのものの損害の額を50,000円とみなします。

(注1) その損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。

(注2) 格落損をいいます。

第6条（当社の責任限度額）

- (1) 当社がこの保険契約に基づき支払うべき携行品損害保険金の額は、前条の損害の額から、1回の保険事故について保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。ただし、携行品損害保険金額をもって、保険期間中の支払の限度とします。
- (2) 携行品損害保険金支払の対象となる保険の対象が保険証券記載の物の場合には、その損害の全部または一部に対して、代品の交付をもって携行品損害保険金の支払に代えることができます。

第7条（損害の発生）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について第2条（保険金を支払う場合）の損害が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。
- ① 損害の発生および拡大の防止につとめること。
 - ② 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度およびこれらの事項について証人がある場合は、その者の住所、氏名を、その原因となった保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ③ 他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使について必要な手続をとること。
 - ④ 他の保険契約等の有無および内容（注）について遅滞なく当社に通知すること。
 - ⑤ ①から④までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく（1）の①から⑤までの規定に違反した場合は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① （1）の①に違反した場合は、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額
 - ② （1）の②、④または⑤に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
 - ③ （1）の③に違反した場合は、他人から損害の賠償を受けることによって取得す

ることができたと認められる額

(3) 当社は、次に掲げる費用を支払います。

- ① (1)の①の損害の発生または拡大の防止のために必要とした費用のうちで社会通念上必要または有益であったと認めたもの
 - ② (1)の③の手続のために必要な費用
- (注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第8条 (保険金の請求)

- (1) 携行品損害保険金の当会社に対する保険金請求権は、第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとし、す。
- (2) 携行品損害保険金を受け取るべきものが携行品損害保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 当社の定める事故状況報告書
 - ② 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(注1)および被害が生じた物の写真(注2)
 - ③ 警察署またはこれに代わるべき第三者の事故証明書
 - ④ 携行品損害保険金の請求を第三者に委任する場合には、携行品損害保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
 - ⑤ その他当社が普通保険約款第20条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (注1) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (注2) 画像データを含みます。

第9条 (被害物の調査)

保険の対象について損害が生じた場合は、当社は、保険の対象および損害の調査と関連して当社が必要と認める事項を調査することができます。

第10条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当社は、次に掲げる額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1) の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第 11 条（残存物の帰属）

当社が携行品損害保険金を支払った場合は、保険の対象の残存物は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、被保険者の所有に属するものとします。

第 12 条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害に対して携行品損害保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が損害の額の全額を携行品損害保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、携行品損害保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1) の②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者および携行品損害保険金を受け取るべき者は、当社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第 13 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 第 4 条（保険の対象およびその範囲）（3）の⑤の運動等

山岳登山（注 1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注 2）操縦（注 3）、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（注 4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（注 1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが 5m 以下であるボルダリングを除きます。

（注 2）グライダーおよび飛行船を除きます。

（注 3）職務として操縦する場合を除きます。

(注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
寄託手荷物	被保険者が旅行行程中に携行する身の回り品で、かつ、航空機の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物をいいます。
航空機	定期航空運送事業者が路線を定めて運航する航空機に限ります。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
保険事故	寄託手荷物が、被保険者が乗客として搭乗する航空機が目的地に到着してから6時間以内に、目的地に運搬されなかったことをいいます。
目的地	予定していた目的地をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、寄託手荷物が、被保険者が乗客として搭乗する航空機が目的地に到着してから6時間以内に、目的地に運搬されなかったために、被保険者が負担した費用（注）を、この特約および普通保険約款の規定に従い、寄託手荷物遅延等費用保険金として被保険者に支払います。

（注）目的地において負担した費用に限ります。

第3条（寄託手荷物遅延等費用の範囲）

前条（1）の費用とは、被保険者が搭乗する航空機が目的地に到着してから96時間以内に被保険者が目的地において負担した、次に掲げるものをいいます。ただし、その寄託手荷物が被保険者のもとに到着した時以降に購入または貸与を受けたことによる費用を除きます。

① 衣類購入費

寄託手荷物の中に、下着、寝間着等必要不可欠な衣類が含まれていた場合で、被保険者がその目的地においてこれらの衣類を購入し、または貸与を受けたときの費用をいい、他人への謝金および礼金は含みません。

② 生活必需品購入費

寄託手荷物の中に、洗面用具、かみそり、くし等の生活必需品（注）が含まれていた場合で、これらの生活必需品を購入し、または貸与を受けたときの費用をいい、他人への謝金および礼金は含みません。

③ 身の回り品購入費

購入した衣類や生活必需品を持ち運ぶためのかばん等、①もしくは②以外にやむを得ず必要となった身の回り品を購入し、または貸与を受けた場合の費用をいい、他人への謝金および礼金は含みません。

（注）①の衣類を除きます。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた費用に対しては、寄託手荷物遅延等費用保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑤ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ ③から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）使用済燃料を含みます。

（注3）原子核分裂生成物を含みます。

第5条（当会社の責任限度額）

当社がこの保険契約に基づき支払うべき寄託手荷物遅延等費用保険金の額は、1回の寄託手荷物の遅延について10万円をもって限度とします。

第6条（事故の通知）

- (1) 保険事故が発生した場合は、保険契約者、被保険者または寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内にその保険事故の発生および遅延等の状況を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

- (2) (1) の場合において、保険契約者、被保険者または寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく当社に通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者は、(1) および(2)のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)、(2)もしくは(3)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて寄託手荷物遅延等費用保険金を支払います。

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第7条（保険金の請求）

- (1) 寄託手荷物遅延等費用保険金の当社に対する保険金請求権は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべきものが寄託手荷物遅延等費用保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 当社の定める事故状況報告書
 - ② 航空会社またはこれに代わるべき第三者の事故証明書
 - ③ 第3条（寄託手荷物遅延等費用の範囲）の費用の支出を証明する領収書または精算書
 - ④ 寄託手荷物遅延等費用保険金の請求を第三者に委任する場合には、寄託手荷物遅延等費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
 - ⑤ その他当社が普通保険約款第19条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が、第3条（寄託手荷物遅延等費用の範囲）の費用の額を超えるときは、当社は、次に掲げる額を寄託手荷物遅延等費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

第2条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第9条（代位）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用が生じたことにより、被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその費用に対して寄託手荷物遅延等費用保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が費用の全額を寄託手荷物遅延等費用保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、寄託手荷物遅延等費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

(2) (1)の②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者および寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

航空機遅延費用等補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
保険事故	被保険者が費用を負担する原因となった第3条（出発遅延費用等）(1)または第5条（乗継遅延費用）(1)に規定する事由の発生をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が、保険期間中で、かつ、旅行行程中に第3条（出発遅延費用等）または第5条（乗継遅延費用）に規定する損害を被った場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金（注）を支払います。

（注） 出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金または乗継遅延費用保険金をいいます。

第3条（出発遅延費用等）

- (1) 当社は、被保険者が搭乗する予定であった航空機について生じた出発遅延等（注1）もしくは搭乗不能（注2）または被保険者が搭乗した航空機について生じた着陸地変更（注3）により、その航空機の出発予定時刻（注4）から6時間以内に代替となる他の航空機（注5）を利用できない場合に、被保険者が費用を負担することによって被った損害を、出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金として被保険者に支払います。
- (2) (1) の出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金の支払は、1回の出発遅延等（注1）、搭乗不能または着陸地変更について2万円を限度とします。

（注1） 出発予定時刻から6時間以上の出発遅延、航空機の欠航もしくは運休をいいます。

（注2） その航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能をいいます。

（注3） 予定されていた到着地とは別の地に着陸することをいいます。

（注4） 着陸地変更が生じた場合には着陸した時刻をいいます。

（注5） 着陸地変更した場合には、その航空機を含みます。

第4条（出発遅延費用等の範囲）

- (1) 第3条（出発遅延費用等）(1)の費用とは、次に掲げるものをいいます。
- ① 出発地（注1）において、その航空機の代替となる他の航空機（注2）が利用可能となるまでの間に被保険者が負担した宿泊施設の客室料、食事代、交通費（注3）および国際電話料等通信費。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額、被保険者が負担することを予定していた金額、または②により支払われるべき金額はこの費用の額から控除します。
- ② 被保険者が目的地において提供を受けることを予定していたが、提供を受けることができなかった旅行サービス（注4）について、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、旅行サービス提供または手配機関（注5）との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを必要とする費用
- (2) (1)の費用とは、社会通念上妥当な費用であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額とします。また、この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

（注1） 着陸地変更の場合の着陸した地を含みます。

（注2） 着陸地変更した場合には、その航空機を含みます。

(注3) 宿泊施設への移動に必要とするタクシー代等の費用またはその航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

(注4) 以下この特約において「旅行サービス」といいます。

(注5) その旅行サービスの提供または手配を行う機関をいいます。

第5条（乗継遅延費用）

(1) 当社は、被保険者が航空機を乗り継ぐ場合において、到着機(注1)の遅延(注2)によって、出発機(注3)に搭乗することができず、到着機(注1)の到着時刻から6時間以内に出発機の代替となる他の航空機を利用できない場合に、被保険者が費用を負担することによって被った損害を、乗継遅延費用保険金として被保険者に支払います。

(2) (1)の乗継遅延費用保険金の支払は、1回の到着機(注1)の遅延について2万円を限度とします。

(3) (2)の「1回の到着機(注1)の遅延」とは、同一の原因に起因して生じた一連の到着機(注1)の遅延をいいます。

(注1) 乗継地に到着する被保険者の搭乗した航空機をいいます。

(注2) 被保険者が搭乗する予定であった航空機の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗不能または被保険者が搭乗した航空機の着陸地変更により、結果的に乗継地への到着が遅延した場合を含みます。

(注3) 乗継地から出発する被保険者の搭乗する予定であった航空機をいいます。

第6条（乗継遅延費用の範囲）

(1) 第5条（乗継遅延費用）(1)の費用とは、次に掲げるものをいいます。

① 乗継地において、その出発機の代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に被保険者が負担した宿泊施設の客室料、食事代、交通費(注1)および国際電話料等通信費。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額、被保険者が負担することを予定していた金額、または②により支払われるべき金額はこの費用の額から控除します。

② 旅行サービスについて、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、旅行サービス提供または手配機関(注2)との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを必要とする費用

(2) (1)の費用とは、社会通念上妥当な費用であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額とします。また、この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

(注1) 宿泊施設への移動に必要となるタクシー代等の費用またはその航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

(注2) 旅行サービスの提供または手配を行う機関をいいます。

第7条（保険金を支払わない場合）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた費用に対しては、保険金を支払

いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の
事変
- ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑤ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）
の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ ③から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づ
いて生じた事故
- ⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染
（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行
するその他の機関をいいます。
（注2）使用済燃料を含みます。
（注3）原子核分裂生成物を含みます

第8条（事故の通知）

- (1) 保険事故が発生した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、
保険事故の発生の日からその日を含めて 30 日以内にその保険事故の発生および遅延等
の状況を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による
通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) (1) の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他
の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく当社に通知しなければなり
ません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、(1) または (2) のほか、
当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これ
を提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく (1)、(2)
または (3) の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている
事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それ
によって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事
実を含みます。

第9条（保険金の請求）

- (1) 出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金または乗継遅延費用保険金の当社に対する保
険金請求権は、被保険者が第3条（出発遅延費用等）(1) または第5条（乗継遅延費用）
(1) の費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金または乗継遅延費用保険金を受け取るべきもの

が出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金または乗継遅延費用保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 当社の定める事故状況報告書
- ② 航空会社またはこれに代わるべき第三者の遅延証明書
- ③ 第4条（出発遅延費用等の範囲）または第6条（乗継遅延費用の範囲）の費用の支出を証明する領収書または精算書
- ④ 保険金の請求を第三者に委任する場合には、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
- ⑤ その他当社が普通保険約款第19条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

（1）他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、第4条（出発遅延費用等の範囲）（1）または第6条（乗継遅延費用の範囲）（1）の費用の額を超えるときは、当社は、以下に掲げる額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

第4条または第6条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（2）（1）の費用の額は、第4条または第6条に規定する費用の額から、第11条（他の給付等がある場合）に規定する給付等の額を控除した額をいいます。

第11条（他の給付等がある場合）

当社が保険金を支払うべきこの特約に規定する損害または費用について、次のいずれかの給付等がある場合はその額を、被保険者が負担した費用から差し引くものとします。

- ① 被保険者が負担した費用について第三者より支払われた損害賠償金
- ② 被保険者が被った損害をてん補するために行われたその他の給付（注）

（注）他の保険契約等から支払われた保険金または共済金を除きます。

第12条（代位）

（1）第3条（出発遅延費用等）（1）または第5条（乗継遅延費用）（1）の費用について、被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が費用の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

(2) (1) の②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第13条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

旅行変更費用補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
帰国費用	旅行にかかる費用で次に掲げるものをいいます。 ア. 航空運賃等交通費 被保険者の帰国に必要とする通常の経路による航空機、船舶等の運賃をいいます。ただし、次に掲げる費用はこの費用の額から控除します。 (ア) 被保険者が中途帰国したことにより払戻しを受けた運賃 (イ) 傷害治療費用補償特約第2条 (保険金を支払う場合) (1) の①もしくは③、疾病治療費用補償特約第2条 (保険金を支払う場合) (2) の①もしくは③、救援者費用等補償特約第3条 (費用の範囲) の④または治療・救援費用補償特約第3条 (費用の範囲) (1) の①、③もしくは④により支払われるべき費用

	<p>イ. 宿泊施設の客室料および諸雑費</p> <p>(ア) 帰国の行程における被保険者の宿泊施設の宿泊料をいい、かつ、14日分を限度とします。ただし、被保険者が中途帰国したことにより払戻しを受けた金額もしくは被保険者が負担することを予定していた金額または傷害治療費用補償特約第2条(保険金を支払う場合)(1)の③、疾病治療費用補償特約第2条(保険金を支払う場合)(2)の③もしくは治療・救援費用補償特約第3条(費用の範囲)(1)の③により支払われるべき費用はこの費用の額から控除します。</p> <p>(イ) 諸雑費とは、国際電話料等通信費、渡航手続費等をいいます。</p> <p>(ウ) (ア) および (イ) の費用は、合計して20万円を限度とします。</p>
危篤	重傷または重病のため生命が危うく予断を許さない状態であると医師が判断した場合をいいます。
出国中止	被保険者が旅行について出国を中止することをいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
中途帰国	被保険者が旅行行程のうち出国してから住居に到着するまでの間に旅行を途中で取りやめ帰国することをいいます。
同行予約者	被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した者で被保険者に同行する者をいいます。
保険事故	被保険者の出国中止または中途帰国の原因となった第2条(保険金を支払う場合)(1)のいずれかに該当することをいいます。
旅行代金	<p>被保険者が旅行業者に支払った次の費用をいいます。ただし、払戻しが受けられる場合は、これを控除した額とします。</p> <p>ア. 旅行への参加により提供を受けることができる交通機関の運賃、観光料金、宿泊料金、食事料金等の旅行サービスにかかる費用</p> <p>イ. 渡航手続費(注)</p> <p>ウ. 企画料金</p>

(注) 旅券印紙代、査証料、予防接種料等の渡航手続諸費用をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当したことにより、旅行(注1)について出国(注2)を中止した場合または旅行行程のうち出国してから住居に到着するまでの間に旅行を途中で取りやめ帰国した場合に保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用を、この特約および普通保険約款の規定に従い、旅行変更費用保険金としてその費用の負担者に支払います。

- ① 被保険者等(注3)または被保険者等の配偶者もしくは3親等以内の親族が死亡した場合または危篤になった場合
- ② 被保険者等または被保険者等の配偶者もしくは2親等以内の親族が傷害または疾病(注4)を直接の原因として入院(注5)した場合。ただし、入院が被保険者等については出国前には継続して3日以上、その他の者については出国前後にかかわらず継続して14日以上に及んだ場合(注6)に限ります。
- ③ 被保険者等が搭乗している航空機もしくは船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合または被保険者等が山岳登山(注7)中に遭難した場合
- ④ 急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者等の緊急な捜索または救助活動を必要とすることが警察等の公的機関により確認された場合
- ⑤ 被保険者等の居住する建物またはこれに収容される家財が、次に掲げる事由のいずれかによって損害(注8)を受け、その損害の額(注9)が100万円以上となった場合
 - ア. 火災、落雷、破裂または爆発(注10)
 - イ. 風災(注11)、水災(注12)、ひょう災または雪災(注13)
 - ウ. 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊
- ⑥ 被保険者等が裁判所の呼出により、訴訟または調停の証人または評価人として裁判所へ出頭する場合
- ⑦ 渡航先(注14)において、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合
 - ア. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - イ. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動(注15)またはテロ行為(注16)
 - ウ. 運送・宿泊機関等(注17)の事故または火災
 - エ. 渡航先に対する退避勧告等(注18)の発出(注19)
- ⑧ 被保険者等に対して日本もしくは外国の官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられた場合
- ⑨ 被保険者等に対して災害対策基本法第60条または第61条に基づく避難の指示等が公的機関から出された場合

(2) (1)の①または②に規定する被保険者等と被保険者等以外の者との続柄は、(1)の①または②に該当した時におけるものをいいます。ただし、(1)の①または②に該当した日からその日を含めて30日以内に被保険者等が婚姻の届出をした場合には、その配

偶者を（１）の表の①または②に該当した時において被保険者等の配偶者であったものとみなします。

（注１） 保険証券記載の海外旅行をいいます。

（注２） 旅行行程開始後、最初の出国をいいます。

（注３） 被保険者または同行予約者をいいます。

（注４） 歯科疾病を含みません。

（注５） 他の病院または診療所に移転した場合は、移転のために必要とした期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限りです。

（注６） これらの日数を経過しない場合でも、入院中死亡に至った場合を含むものとします。

（注７） ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

（注８） 消防または避難に必要な処置によって被保険者等の居住する建物またはこれに収容される家財について生じた損害を含みます。

（注９） 損害が生じた地および時における被保険者等の居住する建物またはこれに収容される家財の価額によって定め、その建物または家財の損傷を修繕し得る場合においては、これを損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害の額とします。

（注１０） 気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

（注１１） 台風、せん風、暴風または暴風雨等によるものをいいます。

（注１２） 台風、暴風雨、豪雨等によるこう水、融雪こう水、高潮または土砂崩れ等によるものをいいます。

（注１３） 豪雪またはなだれ等によるものをいいます。

（注１４） 被保険者等が訪れている渡航先またはこれから訪れるもしくは経由する予定の渡航先をいいます。

（注１５） 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注１６） 政治的、社会的、宗教もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体、個人またはこれと連帯する者がその主義や主張に関して行う暴力的行動をいいます。

（注１７） 被保険者等が利用を予定していた運送機関もしくは宿泊機関等をいいます。

（注１８） 日本国政府が発出する「退避を勧告します」または「渡航の延期をおすすめします」をいいます。

（注１９） 退避勧告等（注１８）が渡航先の属する国の他の地域に対して発出された場合を含みます。

第3条（費用の範囲）

（1）前条（1）の費用とは、旅行にかかる費用で次に掲げるものをいいます。

① 取消料、違約料等

被保険者が出国中止または中途帰国した日以後に提供を受ける旅行サービス（注1）について、出国中止または中途帰国したことにより、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、運送・宿泊機関等または旅行業者との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを必要とする費用をいいます。

② 渡航手続費

渡航手続費として、被保険者が出国中止または中途帰国したことにより払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを必要とする費用をいいます。ただし、出国中止または中途帰国した後においても使用できるものに対して支出した費用を除きます。

（2）（1）の規定にかかわらず、被保険者が中途帰国した場合で、旅行が企画旅行であるときは、前条（1）の費用とは、次の算式によって算出した額をいいます。

$$\begin{array}{r} \text{旅行変更費用} \\ \text{保険金額} \\ \text{（注2）} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{旅行日程のうち、中途帰} \\ \text{国した以後の日数} \end{array}}{\text{旅行日程の日数}} = \text{前条（1）の費用}$$

（3）（2）の旅行変更費用保険金額が旅行代金を超える場合は、当社は、旅行代金を旅行変更費用保険金額とみなします。

（4）（1）から（3）までの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合で、中途帰国したときの帰国費用が（1）から（3）までの規定により算出された費用の額を上回るときは、帰国費用を前条（1）の費用とします。

① 航空券等（注3）の購入の予約がなされており、これから航空券等（注3）の費用の支払を必要とする場合または航空券等（注3）が購入されており、既に航空券等（注3）の費用を支払っている場合

② 旅行が企画旅行で、旅行代金の中に被保険者が帰国のため利用する交通機関の航空券等の費用が含まれている場合

（注1） 出国後3か月以内に提供を受ける旅行サービスに限ります。

（注2） 保険証券記載の旅行変更費用保険金額をいいます。

（注3） 被保険者が帰国のため利用する交通機関の航空券または乗船券等（注4）をいいます。

（注4） 利用する日時が被保険者の出国後3か月以内で、かつ、特定されているものをいいます。

第4条（保険責任の始期および終期）

- (1) この特約における当会社の保険責任は、普通保険約款第5条（保険責任の始期および終期）（1）の規定にかかわらず、保険証券記載の契約日の翌日の午前0時に始まり、住居に帰着した時または保険期間の末日の午後12時のいずれか早い時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) (1)の規定にかかわらず、当会社は、保険料領収前または保険証券記載の契約日以前に第2条（保険金を支払う場合）（1）に該当していたためまたはその原因（注）が生じていたため保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、旅行変更費用保険金を支払いません。
- (4) (3)の発病の認定は、被保険者以外の医師の診断によります。

（注）被保険者等または被保険者等の配偶者もしくは3親等以内の親族について、第1条（1）の①の死亡もしくは危篤もしくは②の入院の直接の原因となった傷害の発生もしくは疾病の発病または（1）の⑧の隔離の直接の原因となった感染症の発病をいいます。

第5条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当会社は、次に掲げる事由のいずれかによって第2条（保険金を支払う場合）（1）の①から⑤までのいずれかに該当したことにより保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、旅行変更費用保険金を支払いません。なお、④および⑤に掲げる事由は第2条（1）の⑤には適用しません。
 - ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 旅行変更費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が旅行変更費用保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この規定は適用しません。
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車等（注3）を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変
 - ⑦ 日本国内における地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑧ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の

放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑨ ⑥から⑧までの事由に随伴して生じた事故もしくは疾病またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故もしくは疾病

⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 当社は頸部症候群（注6）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって第2条（1）の②に該当したことにより保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、その症状の原因が何であるかにかかわらず、旅行変更費用保険金を支払いません。

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）運転する地における法令によるものをいいます。

（注3）自動車または原動機付自転車をいいます。

（注4）使用済燃料を含みます。

（注5）原子核分裂生成物を含みます。

（注6）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第6条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に被った傷害または疾病によって第2条（保険金を支払う場合）（1）の①または②のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、旅行変更費用保険金を支払いません。

① 別表1に掲げる運動等を行っている間

② 乗用具（注1）を用いて競技等（注2）をしている間。ただし、④に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等（注2）をしている間については、旅行変更費用保険金を支払います。

③ 乗用具（注1）を用いて競技等（注2）を行うことを目的とする場所において、競技等（注2）に準ずる方法または態様により乗用具（注1）を使用している間。ただし、④に該当する場合を除き、道路上で競技等（注2）に準ずる方法または態様により自動車等を使用している間については、旅行変更費用保険金を支払います。

④ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等（注2）をしている間または競技等（注2）に準ずる方法もしくは態様により自動車等を使用している間

（注1）自動車等、モーターボート（注3）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。

（注2）競技、競争、興行（注4）または試運転（注5）をいいます。

（注3）水上オートバイを含みます。

（注4）いずれもそのための練習を含みます。

(注5) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。

第7条（当会社の責任限度額）

当会社が支払うべき旅行変更費用保険金の額は、旅行変更費用保険金額をもって限度とします。

第8条（保険料の返還）

- (1) 当会社は、普通保険約款第12条（重大事由による解除）（1）の規定に基づき保険契約を解除する場合に限り、既に払い込まれたこの特約にかかる保険料を返還します。
- (2) 普通保険約款第11条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、旅行行程が開始していないことを条件として既に払い込まれたこの特約にかかる保険料以外の保険料についてはその全額を返還します。

第9条（損害の発生）

- (1) 保険事故の発生により被保険者が出国中止した場合または中途帰国した場合は、保険契約者、被保険者または旅行変更費用保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生日からその日を含めて30日以内に保険事故の発生したことおよび出国中止の状況または中途帰国の状況を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) (1)のほか、保険事故の発生により被保険者が出国中止した場合または中途帰国した場合は、保険契約者、被保険者または旅行変更費用保険金を受け取るべき者は、遅滞なく、その事実を運送・宿泊機関等または旅行業者に通知し、それらの者との契約を解除する等第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用の発生および拡大の防止につとめなければなりません。
- (3) (1)および(2)の場合において、保険契約者、被保険者または旅行変更費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または旅行変更費用保険金を受け取るべき者は、(1)から(3)までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (5) 保険契約者、被保険者または旅行変更費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)、(2)、(3)もしくは(4)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて旅行変更費用保険金を支払います。

(注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第10条（保険金の請求）

- (1) 旅行変更費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用を負担した時から発生し、これを行使できるものとします。
- (2) 旅行変更費用保険金を受け取るべきものが旅行変更費用保険金の支払を請求する場合は、別表2に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

第11条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が、第3条（費用の範囲）の費用の額を超えるときは、当会社は、次に掲げる額を旅行変更費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
第3条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第12条（代位）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用について保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社はその費用に対して旅行変更費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当会社が、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した第2条（1）の費用の全額を旅行変更費用保険金として支払った場合
保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が取得した債権の額から、旅行変更費用保険金が支払われていない保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した第2条（1）の費用の額を差し引いた額
- (2) (1)の②の場合において、当会社に移転せずに保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および旅行変更費用保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第13条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第6条（告知義務）（3）の③の規定中「保険事故が発生する前に」とあるのを「保険事故またはその原因（被保険者等または被保険者等の

配偶者もしくは3親等以内の親族について、第2条（保険金を支払う場合）（1）の①の死亡もしくは危篤もしくは②の入院の直接の原因となった傷害の発生もしくは疾病の発病または（1）の⑧の隔離の直接の原因となった感染症の発病をいいます。）が生じる前に」と読み替えて適用します。

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表1 第6条（保険金を支払わない場合—その2）①の運動等

山岳登山（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（注1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

（注2）グライダーおよび飛行船を除きます。

（注3）職務として操縦する場合を除きます。

（注4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

別表2 保険金請求書類

	出国中止または中途帰国の原因となった第2条（保険金を支払う場合）（1）の事由						
	①、②	③、④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
1. 保険金請求書	○	○	○	○	○	○	○
2. 保険証券	○	○	○	○	○	○	○
3. 当会社の定める傷害（事故）状況報告書	○ (傷害の場合)		○				
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書	○ (傷害の場合)		○		○		
5. 疾病が保険料領収日または保険証券に記載された契約日のうちいずれか遅い日以降に発病していることを証明する医師の診断書	○ (疾病の場合)						

6. 入院開始日および入院日数を記載した病院または診療所の証明書類	○						
7. 第3条（費用の範囲）の費用の支出を証明する領収書または精算書（企画旅行の場合は、旅行代金の支払を証明する領収書または精算書および旅行行程を確認できる書類）	○	○	○	○	○	○	○
8. 中途帰国の場合は、帰国費用の支出を証明する領収書または精算書	○	○	○	○	○	○	○
9. 保険契約者、被保険者または旅行変更費用保険金を受け取るべき者の印鑑証明書	○	○	○	○	○	○	○
10. 旅行変更費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（旅行変更費用保険金の請求を第三者に委任する場合）	○	○	○	○	○	○	○
11. 被保険者等が第2条（保険金を支払う場合）（1）の③または④に該当したことを証明する書類		○					
12. 死亡診断書および死体検案書または危篤となった日と危篤を証明する被保険者以外の医師の診断書	○						
13. 被保険者等との続柄を証明する戸籍謄本等の書類	○						
14. 建物または家財の損害の程度を証明する書類			○				
15. 裁判所へ出頭したことを証明する書類				○			
16. 渡航先または渡航予定先を証明する書類					○		
17. 第2条（保険金を支払う場合）（1）の⑦の事由が発生したことを証明する書類						○	
18. 官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられたことを証明する書類							○

19. 災害対策基本法第 60 条または第 61 条に基づく避難の指示等が公的機関から出されたことを証明する書類							○
20. 同行予約者またはその親族である場合は同行予約者であることを証明する書類	○	○	○	○	○	○	○
21. その他当社が普通保険約款第 19 条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○	○	○	○	○

中途帰国費用のみ補償特約

当社は、この特約により、被保険者が旅行変更費用補償特約第 2 条（保険金を支払う場合）（1）のいずれかに該当し中途帰国した場合のみ、旅行変更費用保険金を支払います。

一時帰国中補償特約

（1） 当社は、保険期間の中途において被保険者が一時的に帰国する場合には、帰国当日および次に掲げる期間も旅行行程中とみなし、この保険契約に基づく保険金（注 1）を支払います。

① 被保険者が外為法（注 2）に規定する居住者であるときは、帰国した日（注 3）の翌日から起算して 30 日間

② 被保険者が外為法（注 2）に規定する非居住者であるときは、帰国した日（注 3）の翌日から起算して 90 日間

（2） （1）のいずれかに規定する期間を経過した後に被保険者が海外渡航をする場合には、出国手続を完了した時から旅行行程が再開するものとします。

（注 1） この特約においては、傷害死亡保険金支払特約に基づく傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金支払特約（後遺障害保険金支払区分表型）または傷害後遺障害保

険金支払特約（後遺障害等級表型）に基づく傷害後遺障害保険金、傷害治療費用補償特約に基づく傷害治療費用保険金、疾病治療費用補償特約に基づく疾病治療費用保険金、治療・救援費用補償特約に基づく治療・救援費用保険金、疾病死亡保険金支払特約に基づく疾病死亡保険金または個人賠償責任補償特約に基づく賠償責任保険金をいいます。

（注 2） 外国為替及び外国貿易法をいいます。

（注 3） 入国手続を行った日をいいます。

数次海外旅行者に関する特約

第 1 条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者が保険期間中に 2 回以上の海外旅行を行う場合にも、その全ての海外旅行に対して、この保険契約に基づいて保険金を支払います。
- (2) 当社は、保険期間中でも旅行行程中以外の期間については保険責任を負いません。

第 2 条（特約の取扱い）

この保険契約に付帯されている特約は、次のとおり取り扱うものとします。

- (1) 疾病治療費用補償特約は次のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第 2 条(保険金を支払う場合)(1)の①	直接の原因として責任期間	直接の原因としてその責任期間
②	第 2 条 (1) の①のイ.	責任期間中	その責任期間中
③	第 2 条 (1) の②	責任期間が終了した日から	その責任期間が終了した日から
④	第 10 条 (保険金の請求) (2) の①	責任期間終了後 72 時間を経過するまでに	その責任期間終了後 72 時間を経過するまでに
⑤	第 10 条 (2) の②	責任期間が終了した日から	その責任期間が終了した日から
⑥	第 13 条 (普通保険約款の読み替え)	責任期間開始前または責任期間終了後	その責任期間開始前またはその責任期間終了後

- (2) 疾病死亡保険金支払特約は次のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後

①	第2条(保険金を支払う場合)(1)の②	責任期間が終了した日から	その責任期間が終了した日から
②	第2条(1)の②	責任期間終了後72時間を経過するまでに	その責任期間終了後72時間を経過するまでに
③	第2条(1)の②のイ.	責任期間中	その責任期間中
④	第2条(1)の③	責任期間が終了した日から	その責任期間が終了した日から
⑤	第9条(保険金の請求)(2)の⑤	責任期間終了後72時間を経過するまでに	その責任期間終了後72時間を経過するまでに

(3) 救援者費用等補償特約は次のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第2条(保険金を支払う場合)(1)の①のウ.	責任期間が終了した日から	その責任期間が終了した日から
②	第2条(1)の①のウ.	責任期間中に治療	その責任期間中に治療
③	第2条(1)の②のイ.	責任期間中に治療	その責任期間中に治療

(4) 治療・救援費用補償特約は次のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第2条(保険金を支払う場合)(1)の②	直接の原因として責任期間	直接の原因としてその責任期間
②	第2条(1)(注4)	責任期間が終了した日から	その責任期間が終了した日から
③	第2条(1)の②のイ.	責任期間中	その責任期間中
④	第2条(1)の③のイ.	責任期間中に治療	その責任期間中に治療
⑤	第2条(1)の⑤のウ.	責任期間が終了した日から	その責任期間が終了した日から
⑥	第2条(1)の⑤のウ.	責任期間中に治療	その責任期間中に治療
⑦	第12条(保険金の請求)(2)の④	責任期間終了後72時間を経過するまでに	その責任期間終了後72時間を経過するまでに

⑧	第 12 条 (2) の④	責任期間が終了した日から	その責任期間が終了した日から
⑨	第 15 条 (普通保険約款の読み替え)	責任期間開始前または責任期間終了後	その責任期間開始前またはその責任期間終了後

通信販売に関する特約

第 1 条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
払込期日	この特約が付帯された保険契約の締結日から保険期間が開始するまでの日のうち、この特約が付帯された保険契約の締結時に当社が提示した保険料の払込期日をいいます。
保険料	この特約が付帯された保険契約の締結時に支払うべき保険料をいいます。

第 2 条 (保険契約の申込み)

- (1) 当社に対して通信により保険契約の申込みをしようとする者は、次の①または②のいずれかの方法により保険契約の申込みをすることができるものとします。
- ① 当社所定の保険契約申込書に所要の事項を記入し、当社または代理店に送付する方法
 - ② インターネット等のネットワークを通すことにより保険契約申込みの意思を表示する方法
- (2) (1) ①の方法により保険契約申込書の送付を受けた場合、当社は、保険契約引受けの可否を審査し、引き受けを行うものについては、引受保険契約の内容を書面または電子メール等により保険契約者に通知するものとします。
- (3) (1) ②の方法により保険契約申込みの意思の表示を受けた場合、当社は、契約引受けの可否を審査し、引き受けを行うものについては、電子メールおよびネットワークを通した情報端末の画面への表示により引受保険契約の内容を保険契約者に通知するものとします。

第 3 条 (保険料の払込方法)

- (1) 保険契約者は、前条 (1) ①の場合には、当社が通知した保険契約の内容に記載さ

れたところに従い、同条（１）②の場合には、ネットワークを通じた情報端末の画面等の表示に従い、保険料を払込期日までに払い込まなければなりません。

（２）保険契約者が、（１）の規定に従い保険料を払込期日までに払い込んだとき（注）以降、第４条（保険料不払による保険契約の解除）の規定およびこの保険契約の普通保険約款またはこの保険契約に付帯された他の特約の規定による保険料領収前の保険事故に関する規定は適用されないものとします。

（注）保険契約者が、保険証券記載の保険期間の開始前に保険料を払い込んだときは、保険期間の開始したときとします。

（３）（１）から（２）の規定にかかわらず、この保険契約に適用される普通保険約款またはこの保険契約に付帯された他の特約に払込期日に関して別の規定がある場合には、その規定に従うものとします。

第４条（保険料不払による保険契約の解除）

当社は、払込期日の属する月の翌月末までに保険料の払込みがない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第５条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

クレジットカードによる保険料支払に関する特約

第１条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会員規約等	クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当社の指定するクレジットカードをいいます。
保険料	この保険契約の保険料（注）をいいます。 （注）異動時の追加保険料を含みます。

第２条（クレジットカードによる保険料支払の承認）

当社は、この特約に従い、クレジットカードを使用して、保険契約者が、この保険契約の保険料を支払うことを承認します。ただし、会員規約等に基づくクレジットカードの使用権者（注）と保険契約者が同一である場合に限りです。

（注）会員として認められた法人または団体を含みます。

第3条（保険料領収前に生じた事故の取扱い）

- (1) 保険契約者から、この保険契約の申込時または異動承認請求時に保険料をクレジットカードを使用して支払う旨の申出があった場合には、当社は、クレジットカード発行会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、クレジットカードを使用した保険料の支払を承認します。
- (2) 保険契約者が、この保険契約の保険料の支払にクレジットカードを使用した場合には、当社が（1）の承認を行った時（注）以後、普通保険約款および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた保険事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、（2）の規定は適用しません。
- ① 当社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、（2）の規定を適用します。
 - ② 会員規約等に定める手続が行われない場合
- （注）保険期間の開始前に承認した場合は、保険期間の開始した時とします。

第4条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

- (1) 前条（3）①の保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っているときは、当社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
- (2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、（1）の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条（2）の規定を適用します。
- (3) 保険契約者が（2）の保険料の支払を怠った場合（注）は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。
- (4) （3）の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- （注）当社が、保険契約者に対し保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

第5条（返還保険料の取扱い）

- (1) 普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により、当社が保険料を返還する場合は、当社は、当社の定める日にクレジットカード発行会社を経由して保険料を返還します。
- (2) （1）の規定は、保険契約者にクレジットカード発行会社を経由して保険料を返還で

きない事情がある場合は適用しません。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

STJ-UW67